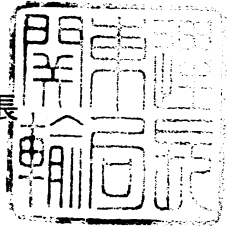




関自旅二第1545号の3
平成27年1月27日

一般社団法人 全国個人タクシー協会 関東支部長 殿

関東運輸局長



準特定地域における適正と考えられる車両数について

標記について、別添のとおり公示したので了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。



公 示

準特定地域における適正と考えられる車両数について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。

なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

平成27年 1月27日

関東運輸局長 又野 己知

記

別添のとおりとする。

附則（平成27年8月10日 一部改正）

- 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。

附則（平成27年8月19日 一部改正）

- 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。

附則（平成27年10月1日 一部改正）

1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。

附則（平成28年7月15日 一部改正）

1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。

附則（平成28年8月1日 一部改正）

1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。

附則（平成29年8月23日 一部改正）

1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。

附則（平成30年8月24日 一部改正）

1 本公示は、平成30年8月24日 から適用する。

附則（平成30年10月1日 一部改正）

1 本公示は、平成30年10月1日 から適用する。

附則（平成31年4月11日 一部改正）

1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。

附則（令和元年8月23日 一部改正）

1 本公示は、令和元年8月23日 から適用する。

附則（令和元年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和元年10月1日 から適用する。

附則（令和２年４月１日 一部改正）

- 1 本公示は、令和２年４月１日 から適用する。

附則（令和２年８月２８日 一部改正）

- 1 本公示は、令和２年８月２８日 から適用する。

附則（令和２年１０月１日 一部改正）

- 1 本公示は、令和２年１０月１日 から適用する。

附則（令和３年８月２７日 一部改正）

- 1 本公示は、令和３年８月２７日 から適用する。

附則（令和３年１０月１日 一部改正）

- 1 本公示は、令和３年１０月１日 から適用する。

附則（令和４年７月１日 一部改正）

- 1 本公示は、令和４年７月１日 から適用する。

附則（令和４年８月３０日 一部改正）

- 1 本公示は、令和４年８月３０日 から適用する。

附則（令和５年８月３１日 一部改正）

- 1 本公示は、令和５年８月３１日 から適用する。

附則（令和６年８月３０日 一部改正）

- 1 本公示は、令和６年８月３０日 から適用する。

附則（令和６年１０月１日 一部改正）

- 1 本公示は、令和6年10月1日 から適用する。

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和5年度末 車両数(両)	令和5年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	23,650	21,022	28,080	15.8
	北多摩	1,074	954	1,678	36.0
	南多摩	783	682	1,194	34.4
	西多摩	115	102	195	41.0
神奈川	京浜	4,752	4,104	6,712	29.2
	県央	1,455	1,241	1,984	26.7
	湘南	251	223	382	34.3
	小田原	335	297	473	29.2
千葉	京葉	1,018	902	1,509	32.5
	東葛	649	577	1,019	36.3
	千葉	724	644	1,194	39.4
	市原	187	164	380	50.8
	南房	237	198	350	32.3
埼玉	県南中央	1,395	1,240	2,301	39.4
	県南東部	632	562	1,132	44.2
	県南西部	808	718	1,456	44.5
	県北	231	205	335	31.0
茨城	県北	248	190	372	33.3
	水戸県央	422	367	696	39.4
	県南	523	423	789	33.7
	県西	181	146	295	38.6
栃木	宇都宮	427	380	833	48.7
	県南	241	208	383	37.1
	塩那	119	98	215	44.7
山梨	甲府	261	232	347	24.8

※上記「令和5年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 366 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあつては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		令和5年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
東京	特別区・武三	727,568,713	0.96	1,471,774,584	0.44	6,359,468	0.80	0.90
	北多摩	29,353,678	0.92	66,798,055	0.49	385,078	0.80	0.90
	南多摩	22,138,582	0.92	49,838,920	0.49	277,517	0.80	0.92
	西多摩	3,450,631	0.91	7,842,296	0.52	43,632	0.80	0.90
神奈川	京浜	118,946,910	0.95	270,235,395	0.44	1,466,041	0.80	0.93
	県央	37,791,893	0.91	82,234,472	0.50	511,658	0.80	0.94
	湘南	6,900,308	0.93	14,601,149	0.51	86,739	0.80	0.90
	小田原	6,956,307	0.96	13,705,130	0.47	95,945	0.80	0.90
千葉	千葉	25,887,166	0.93	54,769,645	0.49	329,418	0.80	0.90
	東葛	16,539,250	0.93	37,233,838	0.49	224,323	0.80	0.90
	千葉	15,079,199	0.94	32,500,579	0.44	208,849	0.80	0.90
	市原	3,459,225	0.94	7,780,438	0.51	66,190	0.79	0.90
	南房	4,632,785	0.93	10,036,576	0.51	78,144	0.75	0.90
埼玉	県南中央	32,911,237	0.92	74,621,749	0.48	477,998	0.80	0.90
	県南東部	15,515,111	0.91	36,359,093	0.47	225,844	0.80	0.90
	県南西部	22,674,352	0.91	53,193,204	0.50	306,974	0.80	0.90
	県北	4,803,745	0.92	9,729,968	0.52	77,265	0.80	0.90
茨城	県北	3,657,350	0.93	8,257,564	0.47	71,266	0.69	0.90
	水戸県央	7,447,224	0.95	15,651,719	0.50	132,344	0.78	0.90
	県南	9,779,982	0.95	19,915,250	0.49	147,293	0.73	0.90
	県西	2,835,040	0.93	5,849,275	0.52	55,831	0.73	0.90
栃木	宇都宮	9,513,219	0.95	17,843,748	0.51	127,903	0.80	0.90
	県南	4,096,228	0.92	8,782,763	0.51	81,385	0.78	0.90
	塩那	2,301,995	0.94	4,931,580	0.52	38,477	0.74	0.90
山梨	甲府	4,287,198	0.94	9,537,038	0.46	83,846	0.80	0.90

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.23	0.32
神奈川	京 浜	40	0.33	0.42
千葉	京 葉	9	0.33	0.40
	東 葛	1	0.42	0.48
	千 葉	28	0.47	0.53
埼玉	県南中央	17	0.47	0.53

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成30年度から令和5年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、令和元年度から令和5年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度のいずれか高い数値
- *4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

改正	現行
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年8月1日 一部改正） 1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成29年8月23日 一部改正） 1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年8月24日 一部改正） 1 本公示は、平成30年8月24日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成30年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成31年4月11日 一部改正） 1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。</p> <p>附則（令和元年8月23日 一部改正） 1 本公示は、令和元年8月23日 から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年8月1日 一部改正） 1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成29年8月23日 一部改正） 1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年8月24日 一部改正） 1 本公示は、平成30年8月24日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成30年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成31年4月11日 一部改正） 1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。</p> <p>附則（令和元年8月23日 一部改正） 1 本公示は、令和元年8月23日 から適用する。</p>

附則（令和元年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和元年10月1日 から適用する。

附則（令和2年4月1日 一部改正）

1 本公示は、令和2年4月1日 から適用する。

附則（令和2年8月28日 一部改正）

1 本公示は、令和2年8月28日 から適用する。

附則（令和2年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和2年10月1日 から適用する。

附則（令和3年8月27日 一部改正）

1 本公示は、令和3年8月27日 から適用する。

附則（令和3年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和3年10月1日 から適用する。

附則（令和4年7月1日 一部改正）

1 本公示は、令和4年7月1日 から適用する。

附則（令和4年8月30日 一部改正）

1 本公示は、令和4年8月30日 から適用する。

附則（令和5年8月31日 一部改正）

1 本公示は、令和5年8月31日から適用する。

附則（令和6年8月30日 一部改正）

1 本公示は、令和6年8月30日から適用する。

附則（令和6年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和6年10月1日から適用する。

附則（令和元年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和元年10月1日 から適用する。

附則（令和2年4月1日 一部改正）

1 本公示は、令和2年4月1日 から適用する。

附則（令和2年8月28日 一部改正）

1 本公示は、令和2年8月28日 から適用する。

附則（令和2年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和2年10月1日 から適用する。

附則（令和3年8月27日 一部改正）

1 本公示は、令和3年8月27日 から適用する。

附則（令和3年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和3年10月1日 から適用する。

附則（令和4年7月1日 一部改正）

1 本公示は、令和4年7月1日 から適用する。

附則（令和4年8月30日 一部改正）

1 本公示は、令和4年8月30日 から適用する。

附則（令和5年8月31日 一部改正）

1 本公示は、令和5年8月31日から適用する。

附則（令和6年8月30日 一部改正）

1 本公示は、令和6年8月30日から適用する。

（傍線の部分は改正部分）

改正

現行

(別添)

(別添)

準特定地域における適正車両数

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和5年度末 車両数(両)	令和5年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	23,650	21,022	28,080	15.8
	北多摩	1,074	954	1,678	36.0
	南多摩	783	682	1,194	34.4
	西多摩	115	102	195	41.0
神奈川	京浜	4,752	4,104	6,712	29.2
	県央	1,455	1,241	1,984	26.7
	湘南	251	223	382	34.3
	小田原	335	297	473	29.2
千葉	京葉	1,018	902	1,509	32.5
	東葛	649	577	1,019	36.3
	千葉	724	644	1,194	39.4
	市原	187	164	380	50.8
	南房	237	198	350	32.3
埼玉	県南中央	1,395	1,240	2,301	39.4
	県南東部	632	562	1,132	44.2
	県南西部	808	718	1,456	44.5
茨城	県北	248	190	372	33.3
	水戸県央	422	367	696	39.4
	県南	523	423	789	33.7
	県西	181	146	295	38.6
栃木	宇都宮	427	380	833	48.7
	県南	241	208	383	37.1
	塩那	119	98	215	44.7
山梨	甲府	261	232	347	24.8

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和5年度末 車両数(両)	令和5年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	23,650	21,022	28,080	15.8
	北多摩	1,074	954	1,678	36.0
	南多摩	783	682	1,194	34.4
	西多摩	115	102	195	41.0
神奈川	京浜	4,752	4,104	6,712	29.2
	県央	1,455	1,241	1,984	26.7
	湘南	251	223	382	34.3
	小田原	335	297	473	29.2
千葉	京葉	1,018	902	1,509	32.5
	東葛	649	577	1,019	36.3
	千葉	724	644	1,194	39.4
	北総	557	495	914	39.1
	市原	187	164	380	50.8
	南房	237	198	350	32.3
埼玉	県南中央	1,395	1,240	2,301	39.4
	県南東部	632	562	1,132	44.2
	県南西部	808	718	1,456	44.5
	県北	231	205	335	31.0
群馬	東毛	155	131	229	32.3
群馬・埼玉	中・西毛	702	571	986	28.8
茨城	県北	248	190	372	33.3
	水戸県央	422	367	696	39.4
	県南	523	423	789	33.7
	県西	181	146	295	38.6
栃木	宇都宮	427	380	833	48.7
	県南	241	208	383	37.1
	塩那	119	98	215	44.7
山梨	甲府	261	232	347	24.8

※上記「令和5年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

※上記「令和5年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

改正

(別紙)

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 366 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあつては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定					
		令和5年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率		
							上限値*3	下限値*3	
東京	特別区・武三	727,568,713	0.96	1,471,774,584	0.44	6,359,468	0.80	0.90	
	北多摩	29,353,678	0.92	66,798,055	0.49	385,078	0.80	0.90	
	南多摩	22,138,582	0.92	49,838,920	0.49	277,517	0.80	0.92	
	西多摩	3,450,631	0.91	7,842,296	0.52	43,632	0.80	0.90	
神奈川	京浜	118,946,910	0.95	270,235,395	0.44	1,466,041	0.80	0.93	
	県央	37,791,893	0.91	82,234,472	0.50	511,658	0.80	0.94	
	湘南	6,900,308	0.93	14,601,149	0.51	86,739	0.80	0.90	
	小田原	6,956,307	0.96	13,705,130	0.47	95,945	0.80	0.90	
千葉	京葉	25,887,166	0.93	54,769,645	0.49	329,418	0.80	0.90	
	東葛	16,539,250	0.93	37,233,838	0.49	224,323	0.80	0.90	
	千葉	15,079,199	0.94	32,500,579	0.44	208,849	0.80	0.90	
	市原	3,459,225	0.94	7,780,438	0.51	66,190	0.79	0.90	
	南房	4,632,785	0.93	10,036,576	0.51	78,144	0.75	0.90	
埼玉	県南中央	32,911,237	0.92	74,621,749	0.48	477,998	0.80	0.90	
	県南東部	15,515,111	0.91	36,359,093	0.47	225,844	0.80	0.90	
	県南西部	22,674,352	0.91	53,193,204	0.50	306,974	0.80	0.90	
茨城	県北	3,657,350	0.93	8,257,564	0.47	71,266	0.69	0.90	
	水戸県央	7,447,224	0.95	15,651,719	0.50	132,344	0.78	0.90	
	県南	9,779,982	0.95	19,915,250	0.49	147,293	0.73	0.90	
	県西	2,835,040	0.93	5,849,275	0.52	55,831	0.73	0.90	
栃木	宇都宮	9,513,219	0.95	17,843,748	0.51	127,903	0.80	0.90	
	県南	4,096,228	0.92	8,782,763	0.51	81,385	0.78	0.90	
	塩那	2,301,995	0.94	4,931,580	0.52	38,477	0.74	0.90	
山梨	甲府	4,287,198	0.94	9,537,038	0.46	83,846	0.80	0.90	

現行

(別紙)

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 366 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあつては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定					
		令和5年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率		
							上限値*3	下限値*3	
東京	特別区・武三	727,568,713	0.96	1,471,774,584	0.44	6,359,468	0.80	0.90	
	北多摩	29,353,678	0.92	66,798,055	0.49	385,078	0.80	0.90	
	南多摩	22,138,582	0.92	49,838,920	0.49	277,517	0.80	0.92	
	西多摩	3,450,631	0.91	7,842,296	0.52	43,632	0.80	0.90	
神奈川	京浜	118,946,910	0.95	270,235,395	0.44	1,466,041	0.80	0.93	
	県央	37,791,893	0.91	82,234,472	0.50	511,658	0.80	0.94	
	湘南	6,900,308	0.93	14,601,149	0.51	86,739	0.80	0.90	
	小田原	6,956,307	0.96	13,705,130	0.47	95,945	0.80	0.90	
千葉	京葉	25,887,166	0.93	54,769,645	0.49	329,418	0.80	0.90	
	東葛	16,539,250	0.93	37,233,838	0.49	224,323	0.80	0.90	
	千葉	15,079,199	0.94	32,500,579	0.44	208,849	0.80	0.90	
	北総	13,005,490	0.96	23,561,415	0.47	125,697	0.80	0.90	
	市原	3,459,225	0.94	7,780,438	0.51	66,190	0.79	0.90	
	南房	4,632,785	0.93	10,036,576	0.51	78,144	0.75	0.90	
埼玉	県南中央	32,911,237	0.92	74,621,749	0.48	477,998	0.80	0.90	
	県南東部	15,515,111	0.91	36,359,093	0.47	225,844	0.80	0.90	
	県南西部	22,674,352	0.91	53,193,204	0.50	306,974	0.80	0.90	
	県北	4,803,745	0.92	9,729,968	0.52	77,265	0.80	0.90	
群馬	東毛	3,324,473	0.92	7,117,472	0.53	53,312	0.76	0.90	
	群馬・埼玉	中・西毛	10,831,721	0.96	19,446,993	0.51	181,631	0.73	0.90
茨城	県北	3,657,350	0.93	8,257,564	0.47	71,266	0.69	0.90	
	水戸県央	7,447,224	0.95	15,651,719	0.50	132,344	0.78	0.90	
	県南	9,779,982	0.95	19,915,250	0.49	147,293	0.73	0.90	
	県西	2,835,040	0.93	5,849,275	0.52	55,831	0.73	0.90	
栃木	宇都宮	9,513,219	0.95	17,843,748	0.51	127,903	0.80	0.90	
	県南	4,096,228	0.92	8,782,763	0.51	81,385	0.78	0.90	
	塩那	2,301,995	0.94	4,931,580	0.52	38,477	0.74	0.90	
山梨	甲府	4,287,198	0.94	9,537,038	0.46	83,846	0.80	0.90	

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.23	0.32
神奈川	京 浜	40	0.33	0.42
千葉	京 葉	9	0.33	0.40
	東 葛	1	0.42	0.48
	千 葉	28	0.47	0.53
埼玉	県南中央	17	0.47	0.53

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成30年度から令和5年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、令和元年度から令和5年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度のいずれか高い数値
- *4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.23	0.32
神奈川	京 浜	40	0.33	0.42
千葉	京 葉	9	0.33	0.40
	東 葛	1	0.42	0.48
	千 葉	28	0.47	0.53
	北 総	112	0.32	0.40
埼玉	県南中央	17	0.47	0.53

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成30年度から令和5年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、令和元年度から令和5年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度のいずれか高い数値
- *4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

改正	現行
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年8月1日 一部改正） 1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成29年8月23日 一部改正） 1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年8月24日 一部改正） 1 本公示は、平成30年8月24日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成30年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成31年4月11日 一部改正） 1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。</p> <p>附則（令和元年8月23日 一部改正） 1 本公示は、令和元年8月23日 から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年8月1日 一部改正） 1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成29年8月23日 一部改正） 1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年8月24日 一部改正） 1 本公示は、平成30年8月24日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成30年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成31年4月11日 一部改正） 1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。</p> <p>附則（令和元年8月23日 一部改正） 1 本公示は、令和元年8月23日 から適用する。</p>

附則（令和元年10月1日 一部改正）
1 本公示は、令和元年10月1日 から適用する。

附則（令和2年4月1日 一部改正）
1 本公示は、令和2年4月1日 から適用する。

附則（令和2年8月28日 一部改正）
1 本公示は、令和2年8月28日 から適用する。

附則（令和2年10月1日 一部改正）
1 本公示は、令和2年10月1日 から適用する。

附則（令和3年8月27日 一部改正）
1 本公示は、令和3年8月27日 から適用する。

附則（令和3年10月1日 一部改正）
1 本公示は、令和3年10月1日 から適用する。

附則（令和4年7月1日 一部改正）
1 本公示は、令和4年7月1日 から適用する。

附則（令和4年8月30日 一部改正）
1 本公示は、令和4年8月30日 から適用する。

附則（令和5年8月31日 一部改正）
1 本公示は、令和5年8月31日から適用する。

附則（令和6年8月30日 一部改正）
1 本公示は、令和6年8月30日から適用する。

附則（令和元年10月1日 一部改正）
1 本公示は、令和元年10月1日 から適用する。

附則（令和2年4月1日 一部改正）
1 本公示は、令和2年4月1日 から適用する。

附則（令和2年8月28日 一部改正）
1 本公示は、令和2年8月28日 から適用する。

附則（令和2年10月1日 一部改正）
1 本公示は、令和2年10月1日 から適用する。

附則（令和3年8月27日 一部改正）
1 本公示は、令和3年8月27日 から適用する。

附則（令和3年10月1日 一部改正）
1 本公示は、令和3年10月1日 から適用する。

附則（令和4年7月1日 一部改正）
1 本公示は、令和4年7月1日 から適用する。

附則（令和4年8月30日 一部改正）
1 本公示は、令和4年8月30日 から適用する。

附則（令和5年8月31日 一部改正）
1 本公示は、令和5年8月31日から適用する。

（傍線の部分は改正部分）

改正

現行

(別添)

(別添)

準特定地域における適正車両数

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和5年度末 車両数(両)	令和5年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	23,650	21,022	28,080	15.8
	北多摩	1,074	954	1,678	36.0
	南多摩	783	682	1,194	34.4
	西多摩	115	102	195	41.0
神奈川	京浜	4,752	4,104	6,712	29.2
	県央	1,455	1,241	1,984	26.7
	湘南	251	223	382	34.3
	小田原	335	297	473	29.2
千葉	京葉	1,018	902	1,509	32.5
	東葛	649	577	1,019	36.3
	千葉	724	644	1,194	39.4
	北総	557	495	914	39.1
	市原	187	164	380	50.8
	南房	237	198	350	32.3
埼玉	県南中央	1,395	1,240	2,301	39.4
	県南東部	632	562	1,132	44.2
	県南西部	808	718	1,456	44.5
	県北	231	205	335	31.0
群馬	東毛	155	131	229	32.3
群馬・埼玉	中・西毛	702	571	986	28.8
茨城	県北	248	190	372	33.3
	水戸県央	422	367	696	39.4
	県南	523	423	789	33.7
	県西	181	146	295	38.6
栃木	宇都宮	427	380	833	48.7
	県南	241	208	383	37.1
	塩那	119	98	215	44.7
山梨	甲府	261	232	347	24.8

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和4年度末 車両数(両)	令和4年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	22,588	20,078	28,128	19.7
	北多摩	1,058	941	1,701	37.8
	南多摩	753	656	1,219	38.2
	西多摩	111	98	198	43.9
神奈川	京浜	4,452	3,844	6,774	34.3
	県央	1,388	1,184	1,997	30.5
	湘南	250	223	387	35.4
	小田原	290	258	474	38.8
千葉	京葉	940	833	1,512	37.8
	東葛	603	536	1,048	42.5
	千葉	667	593	1,213	45.0
	北総	438	388	929	52.9
	市原	170	150	384	55.7
	南房	213	178	366	41.8
埼玉	県南中央	1,318	1,171	2,411	45.3
	県南東部	668	594	1,242	46.2
	県南西部	784	697	1,527	48.7
	県北	231	205	358	35.5
群馬	東毛	165	139	245	32.7
群馬・埼玉	中・西毛	624	508	1,007	38.0
茨城	県北	228	174	389	41.4
	水戸県央	380	330	711	46.6
	県南	514	416	812	36.7
	県西	183	147	320	42.8
栃木	宇都宮	376	334	844	55.5
	県南	229	198	402	43.0
	塩那	108	89	215	49.8
山梨	甲府	264	235	351	24.8

※上記「令和5年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

※上記「令和4年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

改正

現行

(別紙)

(別紙)

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 366 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		令和5年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
東京	特別区・武三	727,568,713	0.96	1,471,774,584	0.44	6,359,468	0.80	0.90
	北多摩	29,353,678	0.92	66,798,055	0.49	385,078	0.80	0.90
	南多摩	22,138,582	0.92	49,838,920	0.49	277,517	0.80	0.92
	西多摩	3,450,631	0.91	7,842,296	0.52	43,632	0.80	0.90
神奈川	京浜	118,946,910	0.95	270,235,395	0.44	1,466,041	0.80	0.93
	県央	37,791,893	0.91	82,234,472	0.50	511,658	0.80	0.94
	湘南	6,900,308	0.93	14,601,149	0.51	86,739	0.80	0.90
	小田原	6,956,307	0.96	13,705,130	0.47	95,945	0.80	0.90
千葉	京葉	25,887,166	0.93	54,769,645	0.49	329,418	0.80	0.90
	東葛	16,539,250	0.93	37,233,838	0.49	224,323	0.80	0.90
	千葉	15,079,199	0.94	32,500,579	0.44	208,849	0.80	0.90
	北総	13,005,490	0.96	23,561,415	0.47	125,697	0.80	0.90
	市原	3,459,225	0.94	7,780,438	0.51	66,190	0.79	0.90
	南房	4,632,785	0.93	10,036,576	0.51	78,144	0.75	0.90
埼玉	県南中央	32,911,237	0.92	74,621,749	0.48	477,998	0.80	0.90
	県南東部	15,515,111	0.91	36,359,093	0.47	225,844	0.80	0.90
	県南西部	22,674,352	0.91	53,193,204	0.50	306,974	0.80	0.90
	県北	4,803,745	0.92	9,729,968	0.52	77,265	0.80	0.90
群馬	東毛	3,324,473	0.92	7,117,472	0.53	53,312	0.76	0.90
群馬・埼玉	中・西毛	10,831,721	0.96	19,446,993	0.51	181,631	0.73	0.90
茨城	県北	3,657,350	0.93	8,257,564	0.47	71,266	0.69	0.90
	水戸県央	7,447,224	0.95	15,651,719	0.50	132,344	0.78	0.90
	県南	9,779,982	0.95	19,915,250	0.49	147,293	0.73	0.90
	県西	2,835,040	0.93	5,849,275	0.52	55,831	0.73	0.90
栃木	宇都宮	9,513,219	0.95	17,843,748	0.51	127,903	0.80	0.90
	県南	4,096,228	0.92	8,782,763	0.51	81,385	0.78	0.90
	塩那	2,301,995	0.94	4,931,580	0.52	38,477	0.74	0.90
山梨	甲府	4,287,198	0.94	9,537,038	0.46	83,846	0.80	0.90

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		令和4年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
東京	特別区・武三	699,911,064	0.95	1,544,012,359	0.44	6,647,038	0.80	0.90
	北多摩	29,600,701	0.91	71,826,967	0.49	405,615	0.80	0.90
	南多摩	21,901,224	0.91	53,471,800	0.49	290,624	0.80	0.92
	西多摩	3,383,031	0.90	8,497,084	0.52	46,742	0.80	0.90
神奈川	京浜	114,814,608	0.94	286,896,076	0.44	1,524,871	0.80	0.93
	県央	36,851,836	0.90	88,475,636	0.50	543,128	0.80	0.94
	湘南	6,971,804	0.92	15,630,069	0.51	91,436	0.80	0.90
	小田原	6,229,084	0.93	14,538,117	0.47	101,116	0.80	0.90
千葉	京葉	24,546,810	0.93	58,019,955	0.49	342,567	0.80	0.90
	東葛	15,777,326	0.92	39,401,387	0.49	233,553	0.80	0.90
	千葉	14,161,103	0.93	34,338,074	0.44	219,465	0.80	0.90
	北総	10,493,122	0.93	24,167,140	0.47	129,944	0.80	0.90
	市原	3,206,637	0.92	8,130,691	0.51	69,193	0.79	0.90
	南房	4,345,417	0.91	10,537,845	0.51	80,080	0.75	0.90
埼玉	県南中央	31,858,295	0.90	80,555,514	0.48	510,145	0.80	0.90
	県南東部	16,384,171	0.92	39,255,429	0.47	239,475	0.80	0.90
	県南西部	22,505,025	0.90	57,648,806	0.50	326,313	0.80	0.90
	県北	4,871,878	0.92	10,578,699	0.52	82,711	0.80	0.90
群馬	東毛	3,528,920	0.93	7,769,282	0.53	57,779	0.76	0.90
群馬・埼玉	中・西毛	9,935,578	0.94	20,709,823	0.51	191,215	0.73	0.90
茨城	県北	3,418,059	0.92	8,943,304	0.47	77,078	0.69	0.90
	水戸県央	6,850,922	0.93	16,516,738	0.50	139,306	0.78	0.90
	県南	9,598,587	0.94	20,986,951	0.49	156,195	0.73	0.90
	県西	2,931,582	0.92	6,325,094	0.52	59,329	0.73	0.90
栃木	宇都宮	8,764,215	0.92	19,086,350	0.51	134,314	0.80	0.90
	県南	3,999,332	0.90	9,797,422	0.51	89,365	0.78	0.90
	塩那	2,194,116	0.92	5,269,469	0.52	39,987	0.74	0.90
山梨	甲府	4,331,413	0.94	10,221,847	0.46	89,582	0.80	0.90

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.23	0.32
神奈川	京 浜	40	0.33	0.42
千葉	京 葉	9	0.33	0.40
	東 葛	1	0.42	0.48
	千 葉	28	0.47	0.53
	北 総	112	0.32	0.40
埼玉	県南中央	17	0.47	0.53

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成30年度から令和5年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、令和元年度から令和5年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度値のいずれか高い数値
- *4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.27	0.35
神奈川	京 浜	40	0.37	0.46
千葉	京 葉	9	0.38	0.45
	東 葛	1	0.46	0.52
	千 葉	28	0.51	0.57
	北 総	112	0.47	0.53
埼玉	県南中央	17	0.50	0.56

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成29年度から令和4年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成30年度から令和4年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度値のいずれか高い数値
- *4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

改正	現行
<p style="text-align: center;">公 示</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p>
<p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p>	<p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p>
<p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p>	<p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p>
<p>平成27年 1月27日</p>	<p>平成27年 1月27日</p>
<p style="text-align: center;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p>	<p style="text-align: center;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>別添のとおりとする。</p>	<p>別添のとおりとする。</p>
<p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p>	<p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p>
<p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p>	<p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p>
<p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p>	<p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p>
<p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p>	<p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p>
<p>附則（平成28年8月1日 一部改正） 1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。</p>	<p>附則（平成28年8月1日 一部改正） 1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。</p>
<p>附則（平成29年8月23日 一部改正） 1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。</p>	<p>附則（平成29年8月23日 一部改正） 1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。</p>
<p>附則（平成30年8月24日 一部改正） 1 本公示は、平成30年8月24日 から適用する。</p>	<p>附則（平成30年8月24日 一部改正） 1 本公示は、平成30年8月24日 から適用する。</p>
<p>附則（平成30年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成30年10月1日 から適用する。</p>	<p>附則（平成30年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成30年10月1日 から適用する。</p>
<p>附則（平成31年4月11日 一部改正） 1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。</p>	<p>附則（平成31年4月11日 一部改正） 1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。</p>
<p>附則（令和元年8月23日 一部改正） 1 本公示は、令和元年8月23日 から適用する。</p>	<p>附則（令和元年8月23日 一部改正） 1 本公示は、令和元年8月23日 から適用する。</p>

附則（令和元年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和元年10月1日 から適用する。

附則（令和2年4月1日 一部改正）

1 本公示は、令和2年4月1日 から適用する。

附則（令和2年8月28日 一部改正）

1 本公示は、令和2年8月28日 から適用する。

附則（令和2年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和2年10月1日 から適用する。

附則（令和3年8月27日 一部改正）

1 本公示は、令和3年8月27日 から適用する。

附則（令和3年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和3年10月1日 から適用する。

附則（令和4年7月1日 一部改正）

1 本公示は、令和4年7月1日 から適用する。

附則（令和4年8月30日 一部改正）

1 本公示は、令和4年8月30日 から適用する。

附則（令和5年8月31日 一部改正）

1 本公示は、令和5年8月31日から適用する。

附則（令和元年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和元年10月1日 から適用する。

附則（令和2年4月1日 一部改正）

1 本公示は、令和2年4月1日 から適用する。

附則（令和2年8月28日 一部改正）

1 本公示は、令和2年8月28日 から適用する。

附則（令和2年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和2年10月1日 から適用する。

附則（令和3年8月27日 一部改正）

1 本公示は、令和3年8月27日 から適用する。

附則（令和3年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和3年10月1日 から適用する。

附則（令和4年7月1日 一部改正）

1 本公示は、令和4年7月1日 から適用する。

附則（令和4年8月30日 一部改正）

1 本公示は、令和4年8月30日 から適用する。

（傍線の部分は改正部分）

改正

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和4年度末 車両数(両)	令和4年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	22,588	20,078	28,128	19.7
	北多摩	1,058	941	1,701	37.8
	南多摩	753	656	1,219	38.2
	西多摩	111	98	198	43.9
神奈川	京浜	4,452	3,844	6,774	34.3
	県央	1,388	1,184	1,997	30.5
	湘南	250	223	387	35.4
	小田原	290	258	474	38.8
千葉	京葉	940	833	1,512	37.8
	東葛	603	536	1,048	42.5
	千葉	667	593	1,213	45.0
	北総	438	388	929	52.9
	市原	170	150	384	55.7
	南房	213	178	366	41.8
埼玉	県南中央	1,318	1,171	2,411	45.3
	県南東部	668	594	1,242	46.2
	県南西部	784	697	1,527	48.7
	県北	231	205	358	35.5
群馬	東毛	165	139	245	32.7
群馬・埼玉	中・西毛	624	508	1,007	38.0
茨城	県北	228	174	389	41.4
	水戸県央	380	330	711	46.6
	県南	514	416	812	36.7
	県西	183	147	320	42.8
栃木	宇都宮	376	334	844	55.5
	県南	229	198	402	43.0
	塩那	108	89	215	49.8
山梨	甲府	264	235	351	24.8

※上記「令和4年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

現行

令和5年8月31日一部改正

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和3年度末 車両数(両)	令和3年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	17,310	15,387	28,133	38.5
	北多摩	857	762	1,709	49.9
	南多摩	582	507	1,225	52.5
	西多摩	89	79	204	56.4
神奈川	京浜	3,502	3,025	6,796	48.5
	県央	1,076	918	2,006	46.4
	湘南	203	180	387	47.5
	小田原	207	184	474	56.3
千葉	京葉	698	617	1,512	53.8
	東葛	470	417	1,055	55.5
	千葉	485	431	1,214	60.0
	北総	229	203	982	76.7
	市原	137	120	384	64.3
	南房	162	136	371	56.3
埼玉	県南中央	1,111	987	2,432	54.3
	県南東部	523	464	1,243	57.9
	県南西部	628	559	1,528	58.9
	県北	182	162	387	53.0
群馬	東毛	135	114	267	49.4
群馬・埼玉	中・西毛	477	388	1,013	52.9
茨城	県北	197	151	419	53.0
	水戸県央	302	262	720	58.1
	県南	391	316	815	52.0
	県西	151	121	322	53.1
栃木	宇都宮	296	263	844	64.9
	県南	187	162	414	54.8
	塩那	85	71	215	60.5
山梨	甲府	211	187	351	39.9

※上記「令和3年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

改正

現行

(別紙)

(別紙)

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

①一般タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		令和4年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
東京	特別区・武三	699,911,064	0.95	1,544,012,359	0.44	6,647,038	0.80	0.90
	北多摩	29,600,701	0.91	71,826,967	0.49	405,615	0.80	0.90
	南多摩	21,901,224	0.91	53,471,800	0.49	290,624	0.80	0.92
	西多摩	3,383,031	0.90	8,497,084	0.52	46,742	0.80	0.90
神奈川	京浜	114,814,608	0.94	286,896,076	0.44	1,524,871	0.80	0.93
	県央	36,851,836	0.90	88,475,636	0.50	543,128	0.80	0.94
	湘南	6,971,804	0.92	15,630,069	0.51	91,436	0.80	0.90
	小田原	6,229,084	0.93	14,538,117	0.47	101,116	0.80	0.90
千葉	京葉	24,546,810	0.93	58,019,955	0.49	342,567	0.80	0.90
	東葛	15,777,326	0.92	39,401,387	0.49	233,553	0.80	0.90
	千葉	14,161,103	0.93	34,338,074	0.44	219,465	0.80	0.90
	北総	10,493,122	0.93	24,167,140	0.47	129,944	0.80	0.90
	市原	3,206,637	0.92	8,130,691	0.51	69,193	0.79	0.90
	南房	4,345,417	0.91	10,537,845	0.51	80,080	0.75	0.90
埼玉	県南中央	31,858,295	0.90	80,555,514	0.48	510,145	0.80	0.90
	県南東部	16,384,171	0.92	39,255,429	0.47	239,475	0.80	0.90
	県南西部	22,505,025	0.90	57,648,806	0.50	326,313	0.80	0.90
	県北	4,871,878	0.92	10,578,699	0.52	82,711	0.80	0.90
群馬	東毛	3,528,920	0.93	7,769,282	0.53	57,779	0.76	0.90
群馬・埼玉	中・西毛	9,935,578	0.94	20,709,823	0.51	191,215	0.73	0.90
茨城	県北	3,418,059	0.92	8,943,304	0.47	77,078	0.69	0.90
	水戸県央	6,850,922	0.93	16,516,738	0.50	139,306	0.78	0.90
	県南	9,598,587	0.94	20,986,951	0.49	156,195	0.73	0.90
	県西	2,931,582	0.92	6,325,094	0.52	59,329	0.73	0.90
栃木	宇都宮	8,764,215	0.92	19,086,350	0.51	134,314	0.80	0.90
	県南	3,999,332	0.90	9,797,422	0.51	89,365	0.78	0.90
	塩那	2,194,116	0.92	5,269,469	0.52	39,987	0.74	0.90
山梨	甲府	4,331,413	0.94	10,221,847	0.46	89,582	0.80	0.90

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		令和3年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
東京	特別区・武三	563,582,162	0.91	1,628,444,446	0.44	6,965,167	0.80	0.90
	北多摩	25,429,148	0.88	77,379,014	0.49	426,760	0.80	0.90
	南多摩	18,028,495	0.88	57,594,555	0.49	306,647	0.80	0.92
	西多摩	2,846,775	0.87	9,252,288	0.52	50,196	0.80	0.90
神奈川	京浜	95,990,884	0.90	307,700,259	0.44	1,603,404	0.80	0.93
	県央	30,392,305	0.86	95,874,307	0.50	577,911	0.80	0.94
	湘南	5,944,231	0.89	16,756,585	0.51	96,408	0.80	0.90
	小田原	4,784,252	0.88	15,722,480	0.47	107,108	0.80	0.90
千葉	京葉	19,603,184	0.88	62,064,677	0.49	358,240	0.80	0.90
	東葛	13,048,527	0.88	42,133,572	0.49	245,315	0.80	0.90
	千葉	11,015,393	0.88	37,028,550	0.44	234,392	0.80	0.90
	北総	6,163,514	0.83	25,843,858	0.47	137,727	0.80	0.90
	市原	2,676,253	0.88	8,659,803	0.51	73,706	0.79	0.90
	南房	3,507,500	0.87	11,224,236	0.51	84,008	0.75	0.90
埼玉	県南中央	27,941,090	0.88	87,798,773	0.48	549,830	0.80	0.90
	県南東部	13,610,310	0.89	41,543,535	0.47	248,927	0.80	0.90
	県南西部	19,107,149	0.87	62,577,450	0.50	347,501	0.80	0.90
	県北	4,072,889	0.89	11,564,134	0.52	88,727	0.80	0.90
群馬	東毛	3,011,453	0.89	8,394,457	0.53	61,898	0.76	0.90
群馬・埼玉	中・西毛	8,067,570	0.90	22,411,334	0.51	202,614	0.73	0.90
茨城	県北	3,081,292	0.89	9,761,905	0.47	83,622	0.69	0.90
	水戸県央	5,555,689	0.93	17,734,594	0.50	147,816	0.78	0.90
	県南	7,711,525	0.90	22,544,843	0.49	166,499	0.73	0.90
	県西	2,511,216	0.90	6,929,615	0.52	64,252	0.73	0.90
栃木	宇都宮	7,219,329	0.89	20,991,336	0.51	145,478	0.80	0.90
	県南	3,474,529	0.87	10,995,611	0.51	97,667	0.78	0.90
	塩那	1,855,761	0.89	5,682,130	0.52	41,818	0.74	0.90
山梨	甲府	3,609,949	0.91	10,912,381	0.46	95,308	0.80	0.90

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.27	0.35
神奈川	京 浜	40	0.37	0.46
千葉	京 葉	9	0.38	0.45
	東 葛	1	0.46	0.52
	千 葉	28	0.51	0.57
	北 総	112	0.47	0.53
埼玉	県南中央	17	0.50	0.56

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成29年度から令和4年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成30年度から令和4年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度のいずれか高い数値
- *4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.44	0.50
神奈川	京 浜	40	0.50	0.57
千葉	京 葉	9	0.54	0.59
	東 葛	1	0.58	0.63
	千 葉	28	0.65	0.69
	北 総	112	0.72	0.75
埼玉	県南中央	17	0.58	0.63

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成28年度から令和3年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成29年度から令和3年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度のいずれか高い数値
- *4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

改正	現行
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: center;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年8月1日 一部改正） 1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成29年8月23日 一部改正） 1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年8月24日 一部改正） 1 本公示は、平成30年8月24日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成30年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成31年4月11日 一部改正） 1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。</p> <p>附則（令和元年8月23日 一部改正） 1 本公示は、令和元年8月23日 から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: center;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年8月1日 一部改正） 1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成29年8月23日 一部改正） 1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年8月24日 一部改正） 1 本公示は、平成30年8月24日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成30年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成31年4月11日 一部改正） 1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。</p> <p>附則（令和元年8月23日 一部改正） 1 本公示は、令和元年8月23日 から適用する。</p>

附則（令和元年10月1日 一部改正）
1 本公示は、令和元年10月1日 から適用する。

附則（令和2年4月1日 一部改正）
1 本公示は、令和2年4月1日 から適用する。

附則（令和2年8月28日 一部改正）
1 本公示は、令和2年8月28日 から適用する。

附則（令和2年10月1日 一部改正）
1 本公示は、令和2年10月1日 から適用する。

附則（令和3年8月27日 一部改正）
1 本公示は、令和3年8月27日 から適用する。

附則（令和3年10月1日 一部改正）
1 本公示は、令和3年10月1日 から適用する。

附則（令和4年7月1日 一部改正）
1 本公示は、令和4年7月1日 から適用する。

附則（令和4年8月30日 一部改正）
1 本公示は、令和4年8月30日 から適用する。

附則（令和元年10月1日 一部改正）
1 本公示は、令和元年10月1日 から適用する。

附則（令和2年4月1日 一部改正）
1 本公示は、令和2年4月1日 から適用する。

附則（令和2年8月28日 一部改正）
1 本公示は、令和2年8月28日 から適用する。

附則（令和2年10月1日 一部改正）
1 本公示は、令和2年10月1日 から適用する。

附則（令和3年8月27日 一部改正）
1 本公示は、令和3年8月27日 から適用する。

附則（令和3年10月1日 一部改正）
1 本公示は、令和3年10月1日 から適用する。

附則（令和4年7月1日 一部改正）
1 本公示は、令和4年7月1日 から適用する。

(傍線の部分は改正部分)

改正

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和3年度末 車両数(両)	令和3年度末車両数と適 正車両数(上限)との乖 離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	17,310	15,387	28,133	38.5
	北多摩	857	762	1,709	49.9
	南多摩	582	507	1,225	52.5
	西多摩	89	79	204	56.4
神奈川	京浜	3,502	3,025	6,796	48.5
	県央	1,076	918	2,006	46.4
	湘南	203	180	387	47.5
	小田原	207	184	474	56.3
千葉	京葉	698	617	1,512	53.8
	東葛	470	417	1,055	55.5
	千葉	485	431	1,214	60.0
	北総	229	203	982	76.7
	市原	137	120	384	64.3
	南房	162	136	371	56.3
埼玉	県南中央	1,111	987	2,432	54.3
	県南東部	523	464	1,243	57.9
	県南西部	628	559	1,528	58.9
	県北	182	162	387	53.0
群馬	東毛	135	114	267	49.4
群馬・埼玉	中・西毛	477	388	1,013	52.9
茨城	県北	197	151	419	53.0
	水戸県央	302	262	720	58.1
	県南	391	316	815	52.0
	県西	151	121	322	53.1
栃木	宇都宮	296	263	844	64.9
	県南	187	162	414	54.8
	塩那	85	71	215	60.5
山梨	甲府	211	187	351	39.9

※上記「令和3年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

現行

令和4年8月30日一部改正

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和2年度末 車両数(両)	令和2年度末車両数と適 正車両数(上限)との乖 離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	13,591	12,080	28,138	51.7
	北多摩	715	636	1,709	58.2
	南多摩	501	436	1,235	59.4
	西多摩	79	70	204	61.3
神奈川	京浜	2,984	2,577	6,805	56.1
	県央	941	803	2,094	55.1
	湘南	159	142	387	58.9
	小田原	175	156	487	64.1
千葉	京葉	588	521	1,513	61.1
	東葛	411	366	1,061	61.3
	千葉	416	370	1,233	66.3
	北総	203	180	947	78.6
	市原	121	106	384	68.5
	南房	137	114	361	62.0
埼玉	県南中央	969	861	2,447	60.4
	県南東部	457	406	1,255	63.6
	県南西部	558	496	1,528	63.5
	県北	155	138	387	59.9
群馬	東毛	117	99	274	57.3
群馬・埼玉	中・西毛	421	343	1,017	58.6
茨城	県北	186	142	429	56.6
	水戸県央	263	229	720	63.5
	県南	311	252	820	62.1
	県西	128	103	344	62.8
栃木	宇都宮	237	210	844	71.9
	県南	167	145	434	61.5
	塩那	77	64	226	65.9
山梨	甲府	170	151	366	53.6

※上記「令和2年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

改正

現行

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域(交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定					
		令和3年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率		
							上限値*3	下限値*3	
東京	特別区・武三	563,582,162	0.91	1,628,444,446	0.44	6,965,167	0.80	0.90	
	北多摩	25,429,148	0.88	77,379,014	0.49	426,760	0.80	0.90	
	南多摩	18,028,495	0.88	57,594,555	0.49	306,647	0.80	0.92	
	西多摩	2,846,775	0.87	9,252,288	0.52	50,196	0.80	0.90	
神奈川県	京浜	95,990,884	0.90	307,700,259	0.44	1,603,404	0.80	0.93	
	県央	30,392,305	0.86	95,874,307	0.50	577,911	0.80	0.94	
	湘南	5,944,231	0.89	16,756,585	0.51	96,408	0.80	0.90	
	小田原	4,784,252	0.88	15,722,480	0.47	107,108	0.80	0.90	
千葉県	京葉	19,603,184	0.88	62,064,677	0.49	358,240	0.80	0.90	
	東葛	13,048,527	0.88	42,133,572	0.49	245,315	0.80	0.90	
	千葉	11,015,393	0.88	37,028,550	0.44	234,392	0.80	0.90	
	北総	6,163,514	0.83	25,843,858	0.47	137,727	0.80	0.90	
	市原	2,676,253	0.88	8,659,803	0.51	73,706	0.79	0.90	
	南房	3,507,500	0.87	11,224,236	0.51	84,008	0.75	0.90	
埼玉県	県南中央	27,941,090	0.88	87,798,773	0.48	549,830	0.80	0.90	
	県南東部	13,610,310	0.89	41,543,535	0.47	248,927	0.80	0.90	
	県南西部	19,107,149	0.87	62,577,450	0.50	347,501	0.80	0.90	
	県北	4,072,889	0.89	11,564,134	0.52	88,727	0.80	0.90	
群馬	東毛	3,011,453	0.89	8,394,457	0.53	61,898	0.76	0.90	
群馬・埼玉	中・西毛	8,067,570	0.90	22,411,334	0.51	202,614	0.73	0.90	
茨城県	県北	3,081,292	0.89	9,761,905	0.47	83,622	0.69	0.90	
	水戸県央	5,555,689	0.93	17,734,594	0.50	147,816	0.78	0.90	
	県南	7,711,525	0.90	22,544,843	0.49	166,499	0.73	0.90	
	県西	2,511,216	0.90	6,929,615	0.52	64,252	0.73	0.90	
栃木県	宇都宮	7,219,329	0.89	20,991,336	0.51	145,478	0.80	0.90	
	県南	3,474,529	0.87	10,995,611	0.51	97,667	0.78	0.90	
	塩那	1,855,761	0.89	5,682,130	0.52	41,818	0.74	0.90	
山梨	甲府	3,609,949	0.91	10,912,381	0.46	95,308	0.80	0.90	

(別紙)

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域(交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定					
		令和2年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率		
							上限値*3	下限値*3	
東京	特別区・武三	471,248,166	0.88	1,749,248,055	0.44	7,302,344	0.80	0.90	
	北多摩	22,864,941	0.86	85,165,267	0.49	449,203	0.80	0.90	
	南多摩	16,511,204	0.86	63,538,281	0.49	325,270	0.80	0.92	
	西多摩	2,643,750	0.86	10,226,190	0.52	53,899	0.80	0.90	
神奈川県	京浜	86,950,840	0.88	337,142,632	0.44	1,697,524	0.80	0.93	
	県央	28,113,344	0.85	106,574,540	0.50	619,126	0.80	0.94	
	湘南	5,067,185	0.86	18,355,970	0.51	101,387	0.80	0.90	
	小田原	4,299,258	0.86	17,552,470	0.47	115,323	0.80	0.90	
千葉県	京葉	17,703,290	0.86	68,602,117	0.49	379,313	0.80	0.90	
	東葛	12,087,698	0.87	46,223,066	0.49	259,774	0.80	0.90	
	千葉	9,956,697	0.85	41,465,869	0.44	255,742	0.80	0.90	
	北総	5,708,420	0.82	29,194,254	0.47	151,293	0.80	0.90	
	市原	2,469,246	0.87	9,420,111	0.51	78,280	0.79	0.90	
	南房	3,147,640	0.85	12,299,986	0.51	88,961	0.75	0.90	
埼玉県	県南中央	25,638,382	0.86	96,936,242	0.48	588,113	0.80	0.90	
	県南東部	12,673,299	0.86	45,304,206	0.47	263,340	0.80	0.90	
	県南西部	17,890,658	0.85	69,315,143	0.50	372,037	0.80	0.90	
	県北	3,682,679	0.86	12,876,686	0.52	95,437	0.80	0.90	
群馬	東毛	2,764,784	0.88	9,255,815	0.53	66,119	0.76	0.90	
群馬・埼玉	中・西毛	7,481,927	0.89	24,692,770	0.51	216,119	0.73	0.90	
茨城県	県北	2,994,637	0.87	10,848,588	0.47	91,299	0.69	0.90	
	水戸県央	5,215,892	0.88	18,843,376	0.50	153,652	0.78	0.90	
	県南	6,534,024	0.86	24,826,578	0.49	179,410	0.73	0.90	
	県西	2,223,523	0.87	7,652,765	0.52	69,954	0.73	0.90	
栃木県	宇都宮	6,183,038	0.86	23,468,158	0.51	157,901	0.80	0.90	
	県南	3,288,497	0.86	12,443,822	0.51	106,188	0.78	0.90	
	塩那	1,762,983	0.87	6,274,926	0.52	44,581	0.74	0.90	
山梨	甲府	3,082,873	0.87	11,906,311	0.46	101,775	0.80	0.90	

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.44	0.50
神奈川	京 浜	40	0.50	0.57
千葉	京 葉	9	0.54	0.59
	東 葛	1	0.58	0.63
	千 葉	28	0.65	0.69
	北 総	112	0.72	0.75
埼玉	県南中央	17	0.58	0.63

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成28年度から令和3年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成29年度から令和3年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度のいずれか高い数値
- *4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.56	0.61
神奈川	京 浜	40	0.58	0.64
千葉	京 葉	9	0.61	0.66
	東 葛	1	0.63	0.67
	千 葉	28	0.70	0.73
	北 総	112	0.75	0.78
埼玉	県南中央	17	0.63	0.67

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成27年度から令和2年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成28年度から令和2年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度のいずれか高い数値
- *4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

改正	現行
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年8月1日 一部改正） 1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成29年8月23日 一部改正） 1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年8月24日 一部改正） 1 本公示は、平成30年8月24日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成30年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成31年4月11日 一部改正） 1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。</p> <p>附則（令和元年8月23日 一部改正） 1 本公示は、令和元年8月23日 から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年8月1日 一部改正） 1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成29年8月23日 一部改正） 1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年8月24日 一部改正） 1 本公示は、平成30年8月24日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成30年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成31年4月11日 一部改正） 1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。</p> <p>附則（令和元年8月23日 一部改正） 1 本公示は、令和元年8月23日 から適用する。</p>

附則（令和元年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和元年10月1日 から適用する。

附則（令和2年4月1日 一部改正）

1 本公示は、令和2年4月1日 から適用する。

附則（令和2年8月28日 一部改正）

1 本公示は、令和2年8月28日 から適用する。

附則（令和2年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和2年10月1日 から適用する。

附則（令和3年8月27日 一部改正）

1 本公示は、令和3年8月27日 から適用する。

附則（令和3年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和3年10月1日 から適用する。

附則（令和4年7月1日 一部改正）

1 本公示は、令和4年7月1日 から適用する。

附則（令和元年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和元年10月1日 から適用する。

附則（令和2年4月1日 一部改正）

1 本公示は、令和2年4月1日 から適用する。

附則（令和2年8月28日 一部改正）

1 本公示は、令和2年8月28日 から適用する。

附則（令和2年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和2年10月1日 から適用する。

附則（令和3年8月27日 一部改正）

1 本公示は、令和3年8月27日 から適用する。

附則（令和3年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和3年10月1日 から適用する。

令和4年7月1日一部改正

（傍線の部分は改正部分）

改正

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和2年度末 車両数(両)	令和2年度末車両数と適 正車両数(上限)との乖 離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	13,591	12,080	28,138	51.7
	北多摩	715	636	1,709	58.2
	南多摩	501	436	1,235	59.4
	西多摩	79	70	204	61.3
神奈川	京浜	2,984	2,577	6,805	56.1
	県央	941	803	2,094	55.1
	湘南	159	142	387	58.9
	小田原	175	156	487	64.1
千葉	京葉	588	521	1,513	61.1
	東葛	411	366	1,061	61.3
	千葉	416	370	1,233	66.3
	北総	203	180	947	78.6
	市原	121	106	384	68.5
	南房	137	114	361	62.0
埼玉	県南中央	969	861	2,447	60.4
	県南東部	457	406	1,255	63.6
	県南西部	558	496	1,528	63.5
	県北	155	138	387	59.9
群馬	東毛	117	99	274	57.3
群馬・埼玉	中・西毛	421	343	1,017	58.6
茨城	県北	186	142	429	56.6
	水戸県央	263	229	720	63.5
	県南	311	252	820	62.1
	県西	128	103	344	62.8
栃木	宇都宮	237	210	844	71.9
	県南	167	145	434	61.5
	塩那	77	64	226	65.9
山梨	甲府	170	151	366	53.6

※上記「令和2年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

現行

令和4年7月1日一部改正

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和2年度末 車両数(両)	令和2年度末車両数と適 正車両数(上限)との乖 離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	13,591	12,080	28,138	51.7
	北多摩	715	636	1,709	58.2
	西多摩	79	70	204	61.3
神奈川	京浜	2,984	2,577	6,805	56.1
	県央	941	803	2,094	55.1
	湘南	159	142	387	58.9
	小田原	175	156	487	64.1
千葉	京葉	588	521	1,513	61.1
	東葛	411	366	1,061	61.3
	北総	203	180	947	78.6
	千葉	416	370	1,233	66.3
	市原	121	106	384	68.5
	南房	137	114	361	62.0
埼玉	県南中央	969	861	2,447	60.4
	県南東部	457	406	1,255	63.6
	県南西部	558	496	1,528	63.5
	県北	155	138	387	59.9
群馬	東毛	117	99	274	57.3
群馬・埼玉	中・西毛	421	343	1,017	58.6
茨城	県北	186	142	429	56.6
	水戸県央	263	229	720	63.5
	県南	311	252	820	62.1
	県西	128	103	344	62.8
栃木	宇都宮	237	210	844	71.9
	県南	167	145	434	61.5
	塩那	77	64	226	65.9
山梨	甲府	170	151	366	53.6

※上記「令和2年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

改正

(別紙)

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域(交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定					
		令和2年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率		
							上限値*3	下限値*3	
東京	特別区・武三	471,248,166	0.88	1,749,248,055	0.44	7,302,344	0.80	0.90	
	北多摩	22,864,941	0.86	85,165,267	0.49	449,203	0.80	0.90	
	南多摩	16,511,204	0.86	63,538,281	0.49	325,270	0.80	0.92	
神奈川	西多摩	2,643,750	0.86	10,226,190	0.52	53,899	0.80	0.90	
	京浜	86,950,840	0.88	337,142,632	0.44	1,697,524	0.80	0.93	
	県央	28,113,344	0.85	106,574,540	0.50	619,126	0.80	0.94	
	湘南	5,067,185	0.86	18,355,970	0.51	101,387	0.80	0.90	
千葉	小田原	4,299,258	0.86	17,552,470	0.47	115,323	0.80	0.90	
	京葉	17,703,290	0.86	68,602,117	0.49	379,313	0.80	0.90	
	東葛	12,087,698	0.87	46,223,066	0.49	259,774	0.80	0.90	
	千葉	9,956,697	0.85	41,465,869	0.44	255,742	0.80	0.90	
	北総	5,708,420	0.82	29,194,254	0.47	151,293	0.80	0.90	
	市原	2,469,246	0.87	9,420,111	0.51	78,280	0.79	0.90	
	南房	3,147,640	0.85	12,299,986	0.51	88,961	0.75	0.90	
	埼玉	東毛	2,764,784	0.88	9,255,815	0.53	66,119	0.76	0.90
埼玉	県南中央	25,638,382	0.86	96,936,242	0.48	588,113	0.80	0.90	
	県南東部	12,673,299	0.86	45,304,206	0.47	263,340	0.80	0.90	
	県南西部	17,890,658	0.85	69,315,143	0.50	372,037	0.80	0.90	
	県北	3,682,679	0.86	12,876,686	0.52	95,437	0.80	0.90	
群馬	東毛	2,764,784	0.88	9,255,815	0.53	66,119	0.76	0.90	
群馬・埼玉	中・西毛	7,481,927	0.89	24,692,770	0.51	216,119	0.73	0.90	
茨城	茨城	中・西毛	7,481,927	0.89	24,692,770	0.51	216,119	0.73	0.90
	県北	2,994,637	0.87	10,848,588	0.47	91,299	0.69	0.90	
	水戸県央	5,215,892	0.88	18,843,376	0.50	153,652	0.78	0.90	
	県南	6,534,024	0.86	24,826,578	0.49	179,410	0.73	0.90	
栃木	県西	2,223,523	0.87	7,652,765	0.52	69,954	0.73	0.90	
	宇都宮	6,183,038	0.86	23,468,158	0.51	157,901	0.80	0.90	
	県南	3,288,497	0.86	12,443,822	0.51	106,188	0.78	0.90	
	塩那	1,762,983	0.87	6,274,926	0.52	44,581	0.74	0.90	
山梨	甲府	3,082,873	0.87	11,906,311	0.46	101,775	0.80	0.90	

現行

(別紙)

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域(交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定					
		令和2年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率		
							上限値*3	下限値*3	
東京	特別区・武三	471,248,166	0.88	1,749,248,055	0.44	7,302,344	0.80	0.90	
	北多摩	22,864,941	0.86	85,165,267	0.49	449,203	0.80	0.90	
	西多摩	2,643,750	0.86	10,226,190	0.52	53,899	0.80	0.90	
神奈川	京浜	86,950,840	0.88	337,142,632	0.44	1,697,524	0.80	0.93	
	県央	28,113,344	0.85	106,574,540	0.50	619,126	0.80	0.94	
	湘南	5,067,185	0.86	18,355,970	0.51	101,387	0.80	0.90	
	小田原	4,299,258	0.86	17,552,470	0.47	115,323	0.80	0.90	
千葉	京葉	17,703,290	0.86	68,602,117	0.49	379,313	0.80	0.90	
	東葛	12,087,698	0.87	46,223,066	0.49	259,774	0.80	0.90	
	千葉	9,956,697	0.85	41,465,869	0.44	255,742	0.80	0.90	
	北総	5,708,420	0.82	29,194,254	0.47	151,293	0.80	0.90	
	市原	2,469,246	0.87	9,420,111	0.51	78,280	0.79	0.90	
	南房	3,147,640	0.85	12,299,986	0.51	88,961	0.75	0.90	
埼玉	県南中央	25,638,382	0.86	96,936,242	0.48	588,113	0.80	0.90	
	県南東部	12,673,299	0.86	45,304,206	0.47	263,340	0.80	0.90	
	県南西部	17,890,658	0.85	69,315,143	0.50	372,037	0.80	0.90	
	県北	3,682,679	0.86	12,876,686	0.52	95,437	0.80	0.90	
群馬	東毛	2,764,784	0.88	9,255,815	0.53	66,119	0.76	0.90	
群馬・埼玉	中・西毛	7,481,927	0.89	24,692,770	0.51	216,119	0.73	0.90	
茨城	茨城	中・西毛	7,481,927	0.89	24,692,770	0.51	216,119	0.73	0.90
	県北	2,994,637	0.87	10,848,588	0.47	91,299	0.69	0.90	
	水戸県央	5,215,892	0.88	18,843,376	0.50	153,652	0.78	0.90	
	県南	6,534,024	0.86	24,826,578	0.49	179,410	0.73	0.90	
栃木	県西	2,223,523	0.87	7,652,765	0.52	69,954	0.73	0.90	
	宇都宮	6,183,038	0.86	23,468,158	0.51	157,901	0.80	0.90	
	県南	3,288,497	0.86	12,443,822	0.51	106,188	0.78	0.90	
	塩那	1,762,983	0.87	6,274,926	0.52	44,581	0.74	0.90	
山梨	甲府	3,082,873	0.87	11,906,311	0.46	101,775	0.80	0.90	

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.56	0.61
神奈川	京 浜	40	0.58	0.64
千葉	京 葉	9	0.61	0.66
	東 葛	1	0.63	0.67
	千 葉	28	0.70	0.73
	北 総	112	0.75	0.78
埼玉	県南中央	17	0.63	0.67

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成27年度から令和2年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成28年度から令和2年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度のいずれか高い数値
- *4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.56	0.61
神奈川	京 浜	40	0.58	0.64
千葉	京 葉	9	0.61	0.66
	東 葛	1	0.63	0.67
	千 葉	28	0.70	0.73
	北 総	112	0.75	0.78
埼玉	県南中央	17	0.63	0.67

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成27年度から令和2年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成28年度から令和2年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度のいずれか高い数値
- *4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

改正	現行
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年8月1日 一部改正） 1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成29年8月23日 一部改正） 1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年8月24日 一部改正） 1 本公示は、平成30年8月24日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成30年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成31年4月11日 一部改正） 1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。</p> <p>附則（令和元年8月23日 一部改正） 1 本公示は、令和元年8月23日 から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年8月1日 一部改正） 1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成29年8月23日 一部改正） 1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年8月24日 一部改正） 1 本公示は、平成30年8月24日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成30年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成31年4月11日 一部改正） 1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。</p> <p>附則（令和元年8月23日 一部改正） 1 本公示は、令和元年8月23日 から適用する。</p>

附則（令和元年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和元年10月1日 から適用する。

附則（令和2年4月1日 一部改正）

1 本公示は、令和2年4月1日 から適用する。

附則（令和2年8月28日 一部改正）

1 本公示は、令和2年8月28日 から適用する。

附則（令和2年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和2年10月1日 から適用する。

附則（令和3年8月27日 一部改正）

1 本公示は、令和3年8月27日 から適用する。

附則（令和3年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和3年10月1日 から適用する。

附則（令和元年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和元年10月1日 から適用する。

附則（令和2年4月1日 一部改正）

1 本公示は、令和2年4月1日 から適用する。

附則（令和2年8月28日 一部改正）

1 本公示は、令和2年8月28日 から適用する。

附則（令和2年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和2年10月1日 から適用する。

附則（令和3年8月27日 一部改正）

1 本公示は、令和3年8月27日 から適用する。

（傍線の部分は改正部分）

改正

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和2年度末 車両数(両)	令和2年度末車両数と適 正車両数(上限)との乖 離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	13,591	12,080	28,138	51.7
	北多摩	715	636	1,709	58.2
	西多摩	79	70	204	61.3
神奈川	京浜	2,984	2,577	6,805	56.1
	県央	941	803	2,094	55.1
	湘南	159	142	387	58.9
	小田原	175	156	487	64.1
千葉	京葉	588	521	1,513	61.1
	東葛	411	366	1,061	61.3
	千葉	416	370	1,233	66.3
	北総	203	180	947	78.6
	市原	121	106	384	68.5
	南房	137	114	361	62.0
埼玉	県南中央	969	861	2,447	60.4
	県南東部	457	406	1,255	63.6
	県南西部	558	496	1,528	63.5
	県北	155	138	387	59.9
群馬	東毛	117	99	274	57.3
群馬・埼玉	中・西毛	421	343	1,017	58.6
茨城	県北	186	142	429	56.6
	水戸県央	263	229	720	63.5
	県南	311	252	820	62.1
	県西	128	103	344	62.8
栃木	宇都宮	237	210	844	71.9
	県南	167	145	434	61.5
	塩那	77	64	226	65.9
山梨	甲府	170	151	366	53.6

※上記「令和2年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

現行

令和3年10月1日一部改正

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和2年度末 車両数(両)	令和2年度末車両数と適 正車両数(上限)との乖 離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	13,591	12,080	28,138	51.7
	北多摩	715	636	1,709	58.2
	西多摩	79	70	204	61.3
神奈川	京浜	2,984	2,577	6,805	56.1
	県央	941	803	2,094	55.1
	湘南	159	142	387	58.9
	小田原	175	156	487	64.1
千葉	京葉	588	521	1,513	61.1
	東葛	411	366	1,061	61.3
	千葉	416	370	1,233	66.3
	市原	121	106	384	68.5
埼玉	県南中央	969	861	2,447	60.4
	県南東部	457	406	1,255	63.6
	県南西部	558	496	1,528	63.5
群馬	東毛	117	99	274	57.3
群馬・埼玉	中・西毛	421	343	1,017	58.6
茨城	県北	186	142	429	56.6
	水戸県央	263	229	720	63.5
	県南	311	252	820	62.1
栃木	宇都宮	237	210	844	71.9
	県南	167	145	434	61.5
	塩那	77	64	226	65.9
山梨	甲府	170	151	366	53.6

※上記「令和2年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

改正

現行

1. 算定方法

輸送需要量 ÷ (平均総走行キロ × 平成13年度実車率 ÷ 平均延実働車両数) ÷ 365 ÷ 実働率

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

Table with columns: 都道府県, 営業区域(交通圏), 輸送需要量の算定 (令和2年度総実車キロ, 平均対前年度比率*1), 適正車両数の算定 (平均総走行キロ*2, 平成13年度実車率, 平均延実働車両数*2, 実働率 (上限値*3, 下限値*3)).

(別紙)

1. 算定方法

輸送需要量 ÷ (平均総走行キロ × 平成13年度実車率 ÷ 平均延実働車両数) ÷ 365 ÷ 実働率

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

Table with columns: 都道府県, 営業区域(交通圏), 輸送需要量の算定 (令和2年度総実車キロ, 平均対前年度比率*1), 適正車両数の算定 (平均総走行キロ*2, 平成13年度実車率, 平均延実働車両数*2, 実働率 (上限値*3, 下限値*3)).

(別紙)

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.56	0.61
神奈川	京 浜	40	0.58	0.64
千葉	京 葉	9	0.61	0.66
	東 葛	1	0.63	0.67
	千 葉	28	0.70	0.73
	北 総	112	0.75	0.78
埼玉	県南中央	17	0.63	0.67

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成27年度から令和2年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成28年度から令和2年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度のいずれか高い数値
- *4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.56	0.61
神奈川	京 浜	40	0.58	0.64
千葉	京 葉	9	0.61	0.66
	東 葛	1	0.63	0.67
	千 葉	28	0.70	0.73
埼玉	県南中央	17	0.63	0.67

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成27年度から令和2年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成28年度から令和2年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度のいずれか高い数値
- *4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

改正	現行
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年8月1日 一部改正） 1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成29年8月23日 一部改正） 1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年8月24日 一部改正） 1 本公示は、平成30年8月24日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成30年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成31年4月11日 一部改正） 1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。</p> <p>附則（令和元年8月23日 一部改正） 1 本公示は、令和元年8月23日 から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年8月1日 一部改正） 1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成29年8月23日 一部改正） 1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年8月24日 一部改正） 1 本公示は、平成30年8月24日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成30年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成31年4月11日 一部改正） 1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。</p> <p>附則（令和元年8月23日 一部改正） 1 本公示は、令和元年8月23日 から適用する。</p>

附則（令和元年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和元年10月1日 から適用する。

附則（令和2年4月1日 一部改正）

1 本公示は、令和2年4月1日 から適用する。

附則（令和2年8月28日 一部改正）

1 本公示は、令和2年8月28日 から適用する。

附則（令和2年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和2年10月1日 から適用する。

附則（令和3年8月27日 一部改正）

1 本公示は、令和3年8月27日 から適用する。

附則（令和元年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和元年10月1日 から適用する。

附則（令和2年4月1日 一部改正）

1 本公示は、令和2年4月1日 から適用する。

附則（令和2年8月28日 一部改正）

1 本公示は、令和2年8月28日 から適用する。

附則（令和2年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和2年10月1日 から適用する。

（傍線の部分は改正部分）

改正

現行

(別添)

(別添)

準特定地域における適正車両数

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和2年度末 車両数(両)	令和2年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	13,591	12,080	28,138	51.7
	北多摩	715	636	1,709	58.2
	西多摩	79	70	204	61.3
神奈川	京浜	2,984	2,577	6,805	56.1
	県央	941	803	2,094	55.1
	湘南	159	142	387	58.9
	小田原	175	156	487	64.1
千葉	京葉	588	521	1,513	61.1
	東葛	411	366	1,061	61.3
	千葉	416	370	1,233	66.3
	市原	121	106	384	68.5
埼玉	県南中央	969	861	2,447	60.4
	県南東部	457	406	1,255	63.6
	県南西部	558	496	1,528	63.5
	県北	155	138	387	59.9
群馬	東毛	117	99	274	57.3
群馬・埼玉	中・西毛	421	343	1,017	58.6
茨城	県北	186	142	429	56.6
	水戸県央	263	229	720	63.5
	県南	311	252	820	62.1
	県西	128	103	344	62.8
栃木	宇都宮	237	210	844	71.9
	県南	167	145	434	61.5
	塩那	77	64	226	65.9
山梨	甲府	170	151	366	53.6

※上記「令和2年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和元年度末 車両数(両)	令和元年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	26,845	23,863	28,143	4.6
	北多摩	1,392	1,237	1,735	19.8
	西多摩	161	143	209	23.0
神奈川	京浜	5,322	4,596	6,816	21.9
	県央	2,018	1,721	2,219	9.1
	湘南	324	288	387	16.3
	小田原	365	325	490	25.5
千葉	京葉	1,202	1,065	1,514	20.6
	東葛	797	709	1,063	25.0
	千葉	866	769	1,271	31.9
	市原	248	218	385	35.6
埼玉	県南中央	1,921	1,708	2,495	23.0
	県南東部	903	803	1,258	28.2
	県南西部	1,159	1,030	1,532	24.3
	県北	302	268	401	24.7
群馬	東毛	211	178	280	24.6
群馬・埼玉	中・西毛	746	607	1,034	27.9
茨城	県北	317	242	431	26.5
	水戸県央	487	423	727	33.0
	県南	622	503	846	26.5
	県西	234	189	356	34.3
栃木	宇都宮	493	438	844	41.6
	県南	316	273	478	33.9
	塩那	145	120	228	36.4
山梨	甲府	322	286	371	13.2

※上記「令和元年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

改正

現行

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー（道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示（平成26年国土交通省告示第59号）第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。）がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー（タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。）の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乗除率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		令和2年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
東京	特別区・武三	471,248,166	0.88	1,749,248,055	0.44	7,302,344	0.80	0.90
	北多摩	22,864,941	0.86	85,165,267	0.49	449,203	0.80	0.90
	西多摩	2,643,750	0.86	10,226,190	0.52	53,899	0.80	0.90
神奈川	京浜	86,950,840	0.88	337,142,632	0.44	1,697,524	0.80	0.93
	県央	28,113,344	0.85	106,574,540	0.50	619,126	0.80	0.94
	湘南	5,067,185	0.86	18,355,970	0.51	101,387	0.80	0.90
	小田原	4,299,258	0.86	17,552,470	0.47	115,323	0.80	0.90
千葉	京葉	17,703,290	0.86	68,602,117	0.49	379,313	0.80	0.90
	東葛	12,087,698	0.87	46,223,066	0.49	259,774	0.80	0.90
	千葉	9,956,697	0.85	41,465,869	0.44	255,742	0.80	0.90
	市原	2,469,246	0.87	9,420,111	0.51	78,280	0.79	0.90
埼玉	県南中央	25,638,382	0.86	96,936,242	0.48	588,113	0.80	0.90
	県南東部	12,673,299	0.86	45,304,206	0.47	263,340	0.80	0.90
	県南西部	17,890,658	0.85	69,315,143	0.50	372,037	0.80	0.90
	県北	3,682,679	0.86	12,876,686	0.52	95,437	0.80	0.90
群馬	東毛	2,764,784	0.88	9,255,815	0.53	66,119	0.76	0.90
群馬・埼玉	中・西毛	7,481,927	0.89	24,692,770	0.51	216,119	0.73	0.90
茨城	県北	2,994,637	0.87	10,848,588	0.47	91,299	0.69	0.90
	水戸県央	5,215,892	0.88	18,843,376	0.50	153,652	0.78	0.90
	県南	6,534,024	0.86	24,826,578	0.49	179,410	0.73	0.90
	県西	2,223,523	0.87	7,652,765	0.52	69,954	0.73	0.90
栃木	宇都宮	6,183,038	0.86	23,468,158	0.51	157,901	0.80	0.90
	県南	3,288,497	0.86	12,443,822	0.51	106,188	0.78	0.90
	塩那	1,762,983	0.87	6,274,926	0.52	44,581	0.74	0.90
山梨	甲府	3,082,873	0.87	11,906,311	0.46	101,775	0.80	0.90

(別紙)

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 366 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー（道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示（平成26年国土交通省告示第59号）第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。）がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー（タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。）の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乗除率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		令和元年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
東京	特別区・武三	847,527,646	0.99	1,903,608,307	0.44	7,753,710	0.80	0.90
	北多摩	41,408,503	0.96	94,927,924	0.49	480,235	0.80	0.90
	西多摩	4,955,861	0.96	11,255,282	0.52	57,382	0.80	0.90
神奈川	京浜	145,502,298	0.97	372,798,672	0.44	1,814,899	0.80	0.93
	県央	55,028,483	0.97	118,795,813	0.50	664,242	0.80	0.94
	湘南	9,464,541	0.97	20,429,404	0.51	108,612	0.80	0.90
	小田原	8,117,878	0.97	19,634,084	0.47	126,926	0.80	0.90
千葉	京葉	33,333,396	0.97	76,463,719	0.49	405,530	0.80	0.90
	東葛	21,702,396	0.97	50,995,025	0.49	276,596	0.80	0.90
	千葉	18,826,672	0.97	46,820,895	0.44	281,146	0.80	0.90
	市原	4,592,348	0.98	10,302,230	0.51	83,632	0.79	0.90
埼玉	県南中央	46,832,763	0.97	107,155,711	0.48	628,745	0.80	0.90
	県南東部	23,105,954	0.96	50,439,380	0.47	284,214	0.80	0.90
	県南西部	34,057,295	0.96	77,065,661	0.50	399,535	0.80	0.90
	県北	6,677,999	0.97	14,448,934	0.52	102,830	0.80	0.90
群馬	東毛	4,679,113	0.97	10,238,181	0.53	70,615	0.76	0.90
群馬・埼玉	中・西毛	12,425,909	0.98	27,253,544	0.51	231,415	0.73	0.90
茨城	県北	4,870,247	0.94	12,100,141	0.47	99,250	0.69	0.90
	水戸県央	9,045,491	0.97	20,768,134	0.50	164,173	0.78	0.90
	県南	12,009,478	0.97	27,774,257	0.49	193,982	0.73	0.90
	県西	3,805,312	0.97	8,563,633	0.52	75,730	0.73	0.90
栃木	宇都宮	11,818,419	0.97	26,451,955	0.51	172,284	0.80	0.90
	県南	5,770,536	0.95	13,993,518	0.51	115,984	0.78	0.90
	塩那	3,052,827	0.97	6,949,992	0.52	48,133	0.74	0.90
山梨	甲府	5,437,115	0.98	13,207,030	0.46	108,968	0.80	0.90

(別紙)

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.56	0.61
神奈川	京 浜	40	0.58	0.64
千葉	京 葉	9	0.61	0.66
	東 葛	1	0.63	0.67
	千 葉	28	0.70	0.73
埼玉	県南中央	17	0.63	0.67

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成27年度から令和2年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成28年度から令和2年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度のいずれか高い数値
- *4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.13	0.23
神奈川	京 浜	40	0.25	0.35
千葉	京 葉	9	0.21	0.30
	東 葛	1	0.29	0.37
	千 葉	28	0.37	0.44
埼玉	県南中央	17	0.27	0.35

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成26年度から令和元年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成27年度から令和元年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度のいずれか高い数値
- *4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

改正	現行
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年8月1日 一部改正） 1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成29年8月23日 一部改正） 1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年8月24日 一部改正） 1 本公示は、平成30年8月24日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成30年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成31年4月11日 一部改正） 1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。</p> <p>附則（令和元年8月23日 一部改正） 1 本公示は、令和元年8月23日 から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年8月1日 一部改正） 1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成29年8月23日 一部改正） 1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年8月24日 一部改正） 1 本公示は、平成30年8月24日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成30年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成31年4月11日 一部改正） 1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。</p> <p>附則（令和元年8月23日 一部改正） 1 本公示は、令和元年8月23日 から適用する。</p>

附則（令和元年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和元年10月1日 から適用する。

附則（令和2年4月1日 一部改正）

1 本公示は、令和2年4月1日 から適用する。

附則（令和2年8月28日 一部改正）

1 本公示は、令和2年8月28日 から適用する。

附則（令和2年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和2年10月1日 から適用する。

附則（令和元年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和元年10月1日 から適用する。

附則（令和2年4月1日 一部改正）

1 本公示は、令和2年4月1日 から適用する。

附則（令和2年8月28日 一部改正）

1 本公示は、令和2年8月28日 から適用する。

令和2年10月1日一部改正

（傍線の部分は改正部分）

改正

現行

令和2年10月1日一部改正

(別添)

(別添)

準特定地域における適正車両数

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和元年度末 車両数(両)	令和元年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	26,845	23,863	28,143	4.6
	北多摩	1,392	1,237	1,735	19.8
	西多摩	161	143	209	23.0
神奈川	京浜	5,322	4,596	6,816	21.9
	県央	2,018	1,721	2,219	9.1
	湘南	324	288	387	16.3
	小田原	365	325	490	25.5
千葉	京葉	1,202	1,065	1,514	20.6
	東葛	797	709	1,063	25.0
	千葉	866	769	1,271	31.9
	市原	248	218	385	35.6
埼玉	県南中央	1,921	1,708	2,495	23.0
	県南東部	903	803	1,258	28.2
	県南西部	1,159	1,030	1,532	24.3
	県北	302	268	401	24.7
群馬	東毛	211	178	280	24.6
群馬・埼玉	中・西毛	746	607	1,034	27.9
茨城	県北	317	242	431	26.5
	水戸県央	487	423	727	33.0
	県南	622	503	846	26.5
	県西	234	189	356	34.3
栃木	宇都宮	493	438	844	41.6
	県南	316	273	478	33.9
	塩那	145	120	228	36.4
山梨	甲府	322	286	371	13.2

※上記「令和元年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和元年度末 車両数(両)	令和元年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	26,845	23,863	28,143	4.6
	北多摩	1,392	1,237	1,735	19.8
	西多摩	161	143	209	23.0
神奈川	京浜	5,322	4,596	6,816	21.9
	県央	2,018	1,721	2,219	9.1
	湘南	324	288	387	16.3
	小田原	365	325	490	25.5
千葉	京葉	1,202	1,065	1,514	20.6
	東葛	797	709	1,063	25.0
	千葉	866	769	1,271	31.9
	市原	248	218	385	35.6
埼玉	県南中央	1,921	1,708	2,495	23.0
	県南西部	1,159	1,030	1,532	24.3
	県北	302	268	401	24.7
茨城	県北	317	242	431	26.5
	水戸県央	487	423	727	33.0
	県南	622	503	846	26.5
	県西	234	189	356	34.3
栃木	宇都宮	493	438	844	41.6
	県南	316	273	478	33.9
	塩那	145	120	228	36.4
山梨	甲府	322	286	371	13.2

※上記「令和元年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

改正

(別紙)

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 366 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域(交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		令和元年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
東京	特別区・武三	847,527,646	0.99	1,903,608,307	0.44	7,753,710	0.80	0.90
	北多摩	41,408,503	0.96	94,927,924	0.49	480,235	0.80	0.90
	西多摩	4,955,861	0.96	11,255,282	0.52	57,382	0.80	0.90
神奈川	京浜	145,502,298	0.97	372,798,672	0.44	1,814,899	0.80	0.93
	県央	55,028,483	0.97	118,795,813	0.50	664,242	0.80	0.94
	湘南	9,464,541	0.97	20,429,404	0.51	108,612	0.80	0.90
	小田原	8,117,878	0.97	19,634,084	0.47	126,926	0.80	0.90
千葉	京葉	33,333,396	0.97	76,463,719	0.49	405,530	0.80	0.90
	東葛	21,702,396	0.97	50,995,025	0.49	276,596	0.80	0.90
	千葉	18,826,672	0.97	46,820,895	0.44	281,146	0.80	0.90
	市原	4,592,348	0.98	10,302,230	0.51	83,632	0.79	0.90
埼玉	県南中央	46,832,763	0.97	107,155,711	0.48	628,745	0.80	0.90
	県南東部	23,105,954	0.96	50,439,380	0.47	284,214	0.80	0.90
	県南西部	34,057,295	0.96	77,065,661	0.50	399,535	0.80	0.90
	県北	6,677,999	0.97	14,448,934	0.52	102,830	0.80	0.90
群馬	東毛	4,679,113	0.97	10,238,181	0.53	70,615	0.76	0.90
群馬・埼玉	中・西毛	12,425,909	0.98	27,253,544	0.51	231,415	0.73	0.90
茨城	県北	4,870,247	0.94	12,100,141	0.47	99,250	0.69	0.90
	水戸県央	9,045,491	0.97	20,768,134	0.50	164,173	0.78	0.90
	県南	12,009,478	0.97	27,774,257	0.49	193,982	0.73	0.90
	県西	3,805,312	0.97	8,563,633	0.52	75,730	0.73	0.90
栃木	宇都宮	11,818,419	0.97	26,451,955	0.51	172,284	0.80	0.90
	県南	5,770,536	0.95	13,993,518	0.51	115,984	0.78	0.90
	塩那	3,052,827	0.97	6,949,992	0.52	48,133	0.74	0.90
山梨	甲府	5,437,115	0.98	13,207,030	0.46	108,968	0.80	0.90

現行

(別紙)

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 366 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域(交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		令和元年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
東京	特別区・武三	847,527,646	0.99	1,903,608,307	0.44	7,753,710	0.80	0.90
	北多摩	41,408,503	0.96	94,927,924	0.49	480,235	0.80	0.90
	西多摩	4,955,861	0.96	11,255,282	0.52	57,382	0.80	0.90
神奈川	京浜	145,502,298	0.97	372,798,672	0.44	1,814,899	0.80	0.93
	県央	55,028,483	0.97	118,795,813	0.50	664,242	0.80	0.94
	湘南	9,464,541	0.97	20,429,404	0.51	108,612	0.80	0.90
	小田原	8,117,878	0.97	19,634,084	0.47	126,926	0.80	0.90
千葉	京葉	33,333,396	0.97	76,463,719	0.49	405,530	0.80	0.90
	東葛	21,702,396	0.97	50,995,025	0.49	276,596	0.80	0.90
	千葉	18,826,672	0.97	46,820,895	0.44	281,146	0.80	0.90
	市原	4,592,348	0.98	10,302,230	0.51	83,632	0.79	0.90
埼玉	県南中央	46,832,763	0.97	107,155,711	0.48	628,745	0.80	0.90
	県南西部	34,057,295	0.96	77,065,661	0.50	399,535	0.80	0.90
	県北	6,677,999	0.97	14,448,934	0.52	102,830	0.80	0.90
茨城	県北	4,870,247	0.94	12,100,141	0.47	99,250	0.69	0.90
	水戸県央	9,045,491	0.97	20,768,134	0.50	164,173	0.78	0.90
	県南	12,009,478	0.97	27,774,257	0.49	193,982	0.73	0.90
栃木	県西	3,805,312	0.97	8,563,633	0.52	75,730	0.73	0.90
	宇都宮	11,818,419	0.97	26,451,955	0.51	172,284	0.80	0.90
	県南	5,770,536	0.95	13,993,518	0.51	115,984	0.78	0.90
山梨	塩那	3,052,827	0.97	6,949,992	0.52	48,133	0.74	0.90
	甲府	5,437,115	0.98	13,207,030	0.46	108,968	0.80	0.90

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.13	0.23
神奈川	京 浜	40	0.25	0.35
千葉	京 葉	9	0.21	0.30
	東 葛	1	0.29	0.37
	千 葉	28	0.37	0.44
埼玉	県南中央	17	0.27	0.35

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

*1……「平均対前年度対比」は、平成26年度から令和元年度における総実車キロの対前年度比率の平均値

*2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成27年度から令和元年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値

*3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度のいずれか高い数値

*4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.08	0.18
神奈川	京 浜	40	0.20	0.31
千葉	京 葉	9	0.12	0.22
	東 葛	1	0.22	0.31
	千 葉	28	0.31	0.39
埼玉	県南中央	17	0.20	0.29

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

*1……「平均対前年度対比」は、平成25年度から平成30年度における総実車キロの対前年度比率の平均値

*2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成26年度から平成30年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値

*3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度のいずれか高い数値

*4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

改正	現行
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年8月1日 一部改正） 1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成29年8月23日 一部改正） 1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年8月24日 一部改正） 1 本公示は、平成30年8月24日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成30年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成31年4月11日 一部改正） 1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。</p> <p>附則（令和元年8月23日 一部改正） 1 本公示は、令和元年8月23日 から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年8月1日 一部改正） 1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成29年8月23日 一部改正） 1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年8月24日 一部改正） 1 本公示は、平成30年8月24日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成30年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成31年4月11日 一部改正） 1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。</p> <p>附則（令和元年8月23日 一部改正） 1 本公示は、令和元年8月23日 から適用する。</p>

附則（令和元年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和元年10月1日 から適用する。

附則（令和2年4月1日 一部改正）

1 本公示は、令和2年4月1日 から適用する。

附則（令和2年8月28日 一部改正）

1 本公示は、令和2年8月28日 から適用する。

令和2年8月28日一部改正

附則（令和元年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和元年10月1日 から適用する。

附則（令和2年4月1日 一部改正）

1 本公示は、令和2年4月1日 から適用する。

（傍線の部分は改正部分）

改正

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和元年度末 車両数(両)	令和元年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	26,845	23,863	28,143	4.6
	北多摩	1,392	1,237	1,735	19.8
	西多摩	161	143	209	23.0
神奈川	京浜	5,322	4,596	6,816	21.9
	県央	2,018	1,721	2,219	9.1
	湘南	324	288	387	16.3
	小田原	365	325	490	25.5
千葉	京葉	1,202	1,065	1,514	20.6
	東葛	797	709	1,063	25.0
	千葉	866	769	1,271	31.9
	市原	248	218	385	35.6
埼玉	県南中央	1,921	1,708	2,495	23.0
	県南西部	1,159	1,030	1,532	24.3
	県北	302	268	401	24.7
茨城	県北	317	242	431	26.5
	水戸県央	487	423	727	33.0
	県南	622	503	846	26.5
	県西	234	189	356	34.3
栃木	宇都宮	493	438	844	41.6
	県南	316	273	478	33.9
	塩那	145	120	228	36.4
山梨	甲府	322	286	371	13.2

※上記「令和元年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

現行

令和2年8月28日一部改正

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		平成30年度末 車両数(両)	平成30年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	28,435	25,276	28,143	-1.0
	北多摩	1,519	1,350	1,735	12.4
	西多摩	179	159	209	14.4
神奈川	京浜	5,668	4,894	6,844	17.2
	県央	2,200	1,876	2,227	1.2
	湘南	348	310	387	10.1
	小田原	400	356	502	20.3
千葉	京葉	1,331	1,180	1,514	12.1
	東葛	874	777	1,063	17.8
	千葉	945	840	1,309	27.8
	市原	266	234	385	30.9
埼玉	県南中央	2,105	1,872	2,497	15.7
	県南西部	1,269	1,128	1,540	17.6
	県北	329	293	401	18.0
茨城	県北	335	256	441	24.0
	水戸県央	509	442	737	30.9
	県南	674	545	858	21.4
	県西	256	207	361	29.1
栃木	宇都宮	529	470	844	37.3
	県南	360	311	490	26.5
	塩那	152	126	229	33.6
山梨	甲府	346	308	374	7.5

※上記「平成30年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

改正

現行

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 366 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乗離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域(交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		令和元年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
東京	特別区・武三	847,527,646	0.99	1,903,608,307	0.44	7,753,710	0.80	0.90
	北多摩	41,408,503	0.96	94,927,924	0.49	480,235	0.80	0.90
	西多摩	4,955,861	0.96	11,255,282	0.52	57,382	0.80	0.90
神奈川	京浜	145,502,298	0.97	372,798,672	0.44	1,814,899	0.80	0.93
	県央	55,028,483	0.97	118,795,813	0.50	664,242	0.80	0.94
	湘南	9,464,541	0.97	20,429,404	0.51	108,612	0.80	0.90
	小田原	8,117,878	0.97	19,634,084	0.47	126,926	0.80	0.90
千葉	京葉	33,333,396	0.97	76,463,719	0.49	405,530	0.80	0.90
	東葛	21,702,396	0.97	50,995,025	0.49	276,596	0.80	0.90
	千葉	18,826,672	0.97	46,820,895	0.44	281,146	0.80	0.90
	市原	4,592,348	0.98	10,302,230	0.51	83,632	0.79	0.90
埼玉	県南中央	46,832,763	0.97	107,155,711	0.48	628,745	0.80	0.90
	県南西部	34,057,295	0.96	77,065,661	0.50	399,535	0.80	0.90
	県北	6,677,999	0.97	14,448,934	0.52	102,830	0.80	0.90
茨城	県北	4,870,247	0.94	12,100,141	0.47	99,250	0.69	0.90
	水戸県央	9,045,491	0.97	20,768,134	0.50	164,173	0.78	0.90
	県南	12,009,478	0.97	27,774,257	0.49	193,982	0.73	0.90
	県西	3,805,312	0.97	8,563,633	0.52	75,730	0.73	0.90
栃木	宇都宮	11,818,419	0.97	26,451,955	0.51	172,284	0.80	0.90
	県南	5,770,536	0.95	13,993,518	0.51	115,984	0.78	0.90
	塩那	3,052,827	0.97	6,949,992	0.52	48,133	0.74	0.90
山梨	甲府	5,437,115	0.98	13,207,030	0.46	108,968	0.80	0.90

(別紙)

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乗離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域(交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成30年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
東京	特別区・武三	890,008,664	1.00	1,943,152,772	0.44	7,884,541	0.80	0.90
	北多摩	44,933,390	0.97	98,651,871	0.49	495,895	0.80	0.90
	西多摩	5,473,021	0.98	11,621,367	0.52	58,777	0.80	0.90
神奈川	京浜	154,210,929	0.97	388,374,843	0.44	1,886,215	0.80	0.93
	県央	59,400,792	0.98	123,004,842	0.50	685,769	0.80	0.94
	湘南	10,154,054	0.98	21,043,232	0.51	110,934	0.80	0.90
	小田原	8,730,434	0.98	20,387,121	0.47	132,725	0.80	0.90
千葉	京葉	36,243,173	0.98	78,815,662	0.49	419,614	0.80	0.90
	東葛	23,282,466	0.98	52,575,707	0.49	288,258	0.80	0.90
	千葉	20,177,308	0.97	48,819,922	0.44	296,358	0.80	0.90
	市原	4,824,431	0.98	10,522,776	0.51	87,269	0.79	0.90
埼玉	県南中央	50,412,788	0.98	110,439,592	0.48	652,468	0.80	0.90
	県南西部	36,772,474	0.97	79,719,572	0.50	414,018	0.80	0.90
	県北	7,160,157	0.97	14,977,817	0.52	107,666	0.80	0.90
茨城	県北	5,124,047	0.95	12,822,063	0.47	104,093	0.69	0.90
	水戸県央	9,395,887	0.97	21,326,976	0.50	169,424	0.78	0.90
	県南	12,666,181	0.98	28,607,656	0.49	203,133	0.73	0.90
	県西	4,063,608	0.97	8,900,681	0.52	79,759	0.73	0.90
栃木	宇都宮	12,541,703	0.96	27,427,215	0.51	180,510	0.80	0.90
	県南	6,377,232	0.97	14,679,432	0.51	122,992	0.78	0.90
	塩那	3,171,247	0.96	7,104,955	0.52	50,013	0.74	0.90
山梨	甲府	5,749,418	0.98	13,564,780	0.46	112,936	0.80	0.90

(別紙)

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.13	0.23
神奈川	京 浜	40	0.25	0.35
千葉	京 葉	9	0.21	0.30
	東 葛	1	0.29	0.37
	千 葉	28	0.37	0.44
埼玉	県南中央	17	0.27	0.35

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成26年度から令和元年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成27年度から令和元年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度のいずれか高い数値
- *4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.08	0.18
神奈川	京 浜	40	0.20	0.31
千葉	京 葉	9	0.12	0.22
	東 葛	1	0.22	0.31
	千 葉	28	0.31	0.39
埼玉	県南中央	17	0.20	0.29

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成25年度から平成30年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成26年度から平成30年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度のいずれか高い数値
- *4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

改正	現行
<p style="text-align: center;">公 示</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p>
<p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p>	<p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p>
<p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p>	<p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p>
<p>平成27年 1月27日</p>	<p>平成27年 1月27日</p>
<p style="text-align: center;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p>	<p style="text-align: center;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>別添のとおりとする。</p>	<p>別添のとおりとする。</p>
<p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p>	<p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p>
<p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p>	<p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p>
<p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p>	<p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p>
<p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p>	<p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p>
<p>附則（平成28年8月1日 一部改正） 1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。</p>	<p>附則（平成28年8月1日 一部改正） 1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。</p>
<p>附則（平成29年8月23日 一部改正） 1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。</p>	<p>附則（平成29年8月23日 一部改正） 1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。</p>
<p>附則（平成30年8月24日 一部改正） 1 本公示は、平成30年8月24日 から適用する。</p>	<p>附則（平成30年8月24日 一部改正） 1 本公示は、平成30年8月24日 から適用する。</p>
<p>附則（平成30年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成30年10月1日 から適用する。</p>	<p>附則（平成30年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成30年10月1日 から適用する。</p>
<p>附則（平成31年4月11日 一部改正） 1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。</p>	<p>附則（平成31年4月11日 一部改正） 1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。</p>
<p>附則（令和元年8月23日 一部改正） 1 本公示は、令和元年8月23日 から適用する。</p>	<p>附則（令和元年8月23日 一部改正） 1 本公示は、令和元年8月23日 から適用する。</p>

附則（令和元年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和元年10月1日 から適用する。

附則（令和2年4月1日 一部改正）

1 本公示は、令和2年4月1日 から適用する。

附則（令和元年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和元年10月1日 から適用する。

令和2年4月1日一部改正

（傍線の部分は改正部分）

改正

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		平成30年度末 車両数(両)	平成30年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	28,435	25,276	28,143	-1.0
	北多摩	1,519	1,350	1,735	12.4
	西多摩	179	159	209	14.4
神奈川	京浜	5,668	4,894	6,844	17.2
	県央	2,200	1,876	2,227	1.2
	湘南	348	310	387	10.1
	小田原	400	356	502	20.3
千葉	京葉	1,331	1,180	1,514	12.1
	東葛	874	777	1,063	17.8
	千笠	945	840	1,309	27.8
	市原	266	234	385	30.9
埼玉	県南中央	2,105	1,872	2,497	15.7
	県南西部	1,269	1,128	1,540	17.6
	県北	329	293	401	18.0
茨城	県北	335	256	441	24.0
	水戸県央	509	442	737	30.9
	県南	674	545	858	21.4
	県西	256	207	361	29.1
栃木	宇都宮	529	470	844	37.3
	県南	360	311	490	26.5
	塩那	152	126	229	33.6
山梨	甲府	346	308	374	7.5

※上記「平成30年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

現行

令和2年4月1日一部改正

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		平成30年度末 車両数(両)	平成30年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	28,435	25,276	28,143	-1.0
	北多摩	1,519	1,350	1,735	12.4
	西多摩	179	159	209	14.4
神奈川	京浜	5,668	4,894	6,844	17.2
	県央	2,200	1,876	2,227	1.2
	湘南	348	310	387	10.1
	小田原	400	356	502	20.3
千葉	市原	266	234	385	30.9
埼玉	県南西部	1,269	1,128	1,540	17.6
	県北	329	293	401	18.0
茨城	県北	335	256	441	24.0
	水戸県央	509	442	737	30.9
	県南	674	545	858	21.4
	県西	256	207	361	29.1
栃木	県南	360	311	490	26.5
	塩那	152	126	229	33.6
山梨	甲府	346	308	374	7.5

※上記「平成30年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

改正

現行

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定					
		平成30年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率		
							上限値*3	下限値*3	
東京	特別区・武三	890,008,664	1.00	1,943,152,772	0.44	7,884,541	0.80	0.90	
	北多摩	44,933,390	0.97	98,651,871	0.49	495,895	0.80	0.90	
	西多摩	5,473,021	0.98	11,621,367	0.52	58,777	0.80	0.90	
神奈川	京浜	154,210,929	0.97	388,374,843	0.44	1,886,215	0.80	0.93	
	県央	59,400,792	0.98	123,004,842	0.50	685,769	0.80	0.94	
	湘南	10,154,054	0.98	21,043,232	0.51	110,934	0.80	0.90	
	小田原	8,730,434	0.98	20,387,121	0.47	132,725	0.80	0.90	
千葉	京葉	36,243,173	0.98	78,815,662	0.49	419,614	0.80	0.90	
	夷菰	23,282,466	0.98	52,575,707	0.49	288,258	0.80	0.90	
	千葉	20,177,308	0.97	48,819,922	0.44	296,358	0.80	0.90	
	市原	4,824,431	0.98	10,522,776	0.51	87,269	0.79	0.90	
埼玉	県南中央	50,412,788	0.98	110,139,592	0.48	652,168	0.80	0.90	
	県南西部	36,772,474	0.97	79,719,572	0.50	414,018	0.80	0.90	
	県北	7,160,157	0.97	14,977,817	0.52	107,666	0.80	0.90	
茨城	県北	5,124,047	0.95	12,822,063	0.47	104,093	0.69	0.90	
	水戸県央	9,395,887	0.97	21,326,976	0.50	169,424	0.78	0.90	
	県南	12,666,181	0.98	28,607,656	0.49	203,133	0.73	0.90	
	県西	4,063,608	0.97	8,900,681	0.52	79,759	0.73	0.90	
栃木	宇都宮	12,541,703	0.96	27,127,215	0.51	180,510	0.80	0.90	
	県南	6,377,232	0.97	14,679,432	0.51	122,992	0.78	0.90	
	塩那	3,171,247	0.96	7,104,955	0.52	50,013	0.74	0.90	
山梨	甲府	5,749,418	0.98	13,564,780	0.46	112,936	0.80	0.90	

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定					
		平成30年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率		
							上限値*3	下限値*3	
東京	特別区・武三	890,008,664	1.00	1,943,152,772	0.44	7,884,541	0.80	0.90	
	北多摩	44,933,390	0.97	98,651,871	0.49	495,895	0.80	0.90	
	西多摩	5,473,021	0.98	11,621,367	0.52	58,777	0.80	0.90	
神奈川	京浜	154,210,929	0.97	388,374,843	0.44	1,886,215	0.80	0.93	
	県央	59,400,792	0.98	123,004,842	0.50	685,769	0.80	0.94	
	湘南	10,154,054	0.98	21,043,232	0.51	110,934	0.80	0.90	
	小田原	8,730,434	0.98	20,387,121	0.47	132,725	0.80	0.90	
千葉	市原	4,824,431	0.98	10,522,776	0.51	87,269	0.79	0.90	
埼玉	県南西部	36,772,474	0.97	79,719,572	0.50	414,018	0.80	0.90	
	県北	7,160,157	0.97	14,977,817	0.52	107,666	0.80	0.90	
茨城	県北	5,124,047	0.95	12,822,063	0.47	104,093	0.69	0.90	
	水戸県央	9,395,887	0.97	21,326,976	0.50	169,424	0.78	0.90	
	県南	12,666,181	0.98	28,607,656	0.49	203,133	0.73	0.90	
	県西	4,063,608	0.97	8,900,681	0.52	79,759	0.73	0.90	
栃木	県南	6,377,232	0.97	14,679,432	0.51	122,992	0.78	0.90	
	塩那	3,171,247	0.96	7,104,955	0.52	50,013	0.74	0.90	
	山梨	甲府	5,749,418	0.98	13,564,780	0.46	112,936	0.80	0.90

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乗離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.08	0.18
神奈川	京 浜	40	0.20	0.31
千葉	京 葉	9	0.12	0.22
	東 葛	1	0.22	0.31
	千 葉	28	0.31	0.39
埼玉	県 南 中 央	17	0.20	0.29

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成25年度から平成30年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成26年度から平成30年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度値のいずれか高い数値
- *4……乗離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乗離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乗離率

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乗離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.08	0.18
神奈川	京 浜	40	0.20	0.31

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成25年度から平成30年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成26年度から平成30年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度値のいずれか高い数値
- *4……乗離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乗離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乗離率

改正	現行
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年8月1日 一部改正） 1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成29年8月23日 一部改正） 1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年8月24日 一部改正） 1 本公示は、平成30年8月24日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成30年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成31年4月11日 一部改正） 1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。</p> <p>附則（令和元年8月23日 一部改正） 1 本公示は、令和元年8月23日 から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年8月1日 一部改正） 1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成29年8月23日 一部改正） 1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年8月24日 一部改正） 1 本公示は、平成30年8月24日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成30年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成31年4月11日 一部改正） 1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。</p> <p>附則（令和元年8月23日 一部改正） 1 本公示は、令和元年8月23日 から適用する。</p>

附則（令和元年10月1日 一部改正）

1 本公示は、令和元年10月1日 から適用する。

令和元年10月1日一部改正

（傍線の部分は改正部分）

改正

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		平成30年度末 車両数(両)	平成30年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	28,435	25,276	28,143	-1.0
	北多摩	1,519	1,350	1,735	12.4
	西多摩	179	159	209	14.4
神奈川	京浜	5,668	4,894	6,844	17.2
	県央	2,200	1,876	2,227	1.2
	湘南	348	310	387	10.1
	小田原	400	356	502	20.3
千葉	市原	266	234	385	30.9
埼玉	県南西部	1,269	1,128	1,540	17.6
	県北	329	293	401	18.0
茨城	県北	335	256	441	24.0
	水戸県央	509	442	737	30.9
	県南	674	545	858	21.4
	県西	256	207	361	29.1
栃木	県南	360	311	490	26.5
	塩那	152	126	229	33.6
山梨	甲府	346	308	374	7.5

※上記「平成30年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

現行

令和元年10月1日一部改正

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		平成30年度末 車両数(両)	平成30年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	28,435	25,276	28,143	-1.0
	北多摩	1,519	1,350	1,735	12.4
	西多摩	179	159	209	14.4
神奈川	京浜	5,668	4,894	6,844	17.2
	県央	2,200	1,876	2,227	1.2
	湘南	348	310	387	10.1
	小田原	400	356	502	20.3
千葉	市原	266	234	385	30.9
埼玉	県南西部	1,269	1,128	1,540	17.6
	県北	329	293	401	18.0
群馬・埼玉	中・西毛	827	674	1,064	22.3
茨城	県北	335	256	441	24.0
	水戸県央	509	442	737	30.9
	鹿行	210	164	307	31.6
	県南	674	545	858	21.4
栃木	県西	256	207	361	29.1
	県南	360	311	490	26.5
山梨	塩那	152	126	229	33.6
	甲府	346	308	374	7.5

※上記「平成30年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

改正

(別紙)

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあつては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域(交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定					
		平成30年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率		
							上限値*3	下限値*3	
東京	特別区・武三	890,008,664	1.00	1,943,152,772	0.44	7,884,541	0.80	0.90	
	北多摩	44,933,390	0.97	98,651,871	0.49	495,895	0.80	0.90	
	西多摩	5,473,021	0.98	11,621,367	0.52	58,777	0.80	0.90	
神奈川	京浜	154,210,929	0.97	388,374,843	0.44	1,886,215	0.80	0.93	
	県央	59,400,792	0.98	123,004,842	0.50	685,769	0.80	0.94	
	湘南	10,154,054	0.98	21,043,232	0.51	110,934	0.80	0.90	
	小田原	8,730,434	0.98	20,387,121	0.47	132,725	0.80	0.90	
千葉	市原	4,824,431	0.98	10,522,776	0.51	87,269	0.79	0.90	
埼玉	県南西部	36,772,474	0.97	79,719,572	0.50	414,018	0.80	0.90	
	県北	7,160,157	0.97	14,977,817	0.52	107,666	0.80	0.90	
茨城	県北	5,124,047	0.95	12,822,063	0.47	104,093	0.69	0.90	
	水戸県央	9,395,887	0.97	21,326,976	0.50	169,424	0.78	0.90	
	県南	12,666,181	0.98	28,607,656	0.49	203,133	0.73	0.90	
栃木	県西	4,063,608	0.97	8,900,681	0.52	79,759	0.73	0.90	
	県南	6,377,232	0.97	14,679,432	0.51	122,992	0.78	0.90	
山梨	塩那	3,171,247	0.96	7,104,955	0.52	50,013	0.74	0.90	
	甲府	5,749,418	0.98	13,564,780	0.46	112,936	0.80	0.90	

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域(交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.08	0.18
神奈川	京浜	40	0.20	0.31

現行

(別紙)

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあつては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域(交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定					
		平成30年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率		
							上限値*3	下限値*3	
東京	特別区・武三	890,008,664	1.00	1,943,152,772	0.44	7,884,541	0.80	0.90	
	北多摩	44,933,390	0.97	98,651,871	0.49	495,895	0.80	0.90	
	西多摩	5,473,021	0.98	11,621,367	0.52	58,777	0.80	0.90	
神奈川	京浜	154,210,929	0.97	388,374,843	0.44	1,886,215	0.80	0.93	
	県央	59,400,792	0.98	123,004,842	0.50	685,769	0.80	0.94	
	湘南	10,154,054	0.98	21,043,232	0.51	110,934	0.80	0.90	
	小田原	8,730,434	0.98	20,387,121	0.47	132,725	0.80	0.90	
千葉	市原	4,824,431	0.98	10,522,776	0.51	87,269	0.79	0.90	
埼玉	県南西部	36,772,474	0.97	79,719,572	0.50	414,018	0.80	0.90	
	県北	7,160,157	0.97	14,977,817	0.52	107,666	0.80	0.90	
群馬・埼玉	中・西毛	13,383,595	0.99	27,982,934	0.51	241,327	0.73	0.90	
茨城	県北	5,124,047	0.95	12,822,063	0.47	104,093	0.69	0.90	
	水戸県央	9,395,887	0.97	21,326,976	0.50	169,424	0.78	0.90	
	鹿行	3,442,129	0.97	8,100,913	0.51	66,286	0.70	0.90	
栃木	県南	12,666,181	0.98	28,607,656	0.49	203,133	0.73	0.90	
	県西	4,063,608	0.97	8,900,681	0.52	79,759	0.73	0.90	
山梨	塩那	3,171,247	0.96	7,104,955	0.52	50,013	0.74	0.90	
	甲府	5,749,418	0.98	13,564,780	0.46	112,936	0.80	0.90	

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域(交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.08	0.18
神奈川	京浜	40	0.20	0.31

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成25年度から平成30年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成26年度から平成30年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度のいずれか高い数値
- *4……乗離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乗離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乗離率

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成25年度から平成30年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成26年度から平成30年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度のいずれか高い数値
- *4……乗離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乗離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乗離率

改正	現行
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年8月1日 一部改正） 1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成29年8月23日 一部改正） 1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年8月24日 一部改正） 1 本公示は、平成30年8月24日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成30年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成31年4月11日 一部改正） 1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。</p> <p>附則（令和元年8月23日 一部改正） 1 本公示は、令和元年8月23日 から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年8月1日 一部改正） 1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成29年8月23日 一部改正） 1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年8月24日 一部改正） 1 本公示は、平成30年8月24日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成30年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成31年4月11日 一部改正） 1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。</p>

(傍線の部分は改正部分)

改正

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		平成30年度末 車両数(両)	平成30年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	28,435	25,276	28,143	-1.0
	北多摩	1,519	1,350	1,735	12.4
	西多摩	179	159	209	14.4
神奈川	京浜	5,668	4,894	6,844	17.2
	県央	2,200	1,876	2,227	1.2
	湘南	348	310	387	10.1
	小田原	400	356	502	20.3
千葉	市原	266	234	385	30.9
埼玉	県南西部	1,269	1,128	1,540	17.6
	県北	329	293	401	18.0
群馬・埼玉	中・西毛	827	674	1,064	22.3
茨城	県北	335	256	441	24.0
	水戸県央	509	442	737	30.9
	鹿行	210	164	307	31.6
	県南	674	545	858	21.4
	県西	256	207	361	29.1
栃木	県南	360	311	490	26.5
	塩那	152	126	229	33.6
山梨	甲府	346	308	374	7.5

※上記「平成30年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

現行

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		平成29年度末 車両数(両)	平成29年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	28,178	25,046	28,143	-0.1
	北多摩	1,576	1,401	1,738	9.3
	西多摩	185	164	209	11.5
神奈川	京浜	5,820	5,027	6,858	15.1
	県央	2,283	1,946	2,227	-2.5
	湘南	355	315	387	8.3
	小田原	420	373	502	16.3
千葉	市原	280	246	385	27.3
埼玉	県南西部	1,312	1,166	1,541	14.9
	県北	345	307	422	18.2
群馬・埼玉	中・西毛	870	709	1,075	19.1
茨城	県北	343	263	449	23.6
	水戸県央	522	453	737	29.2
	鹿行	199	155	313	36.4
	県南	707	572	868	18.5
	県西	291	235	367	20.7
栃木	県南	378	327	492	23.2
	塩那	167	138	229	27.1
山梨	甲府	348	309	376	7.4

※上記「平成29年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

改正

現行

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域(交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定					
		平成30年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率		
							上限値*3	下限値*3	
東京	特別区・武三	890,008,664	1.00	1,943,152,772	0.44	7,884,541	0.80	0.90	
	北多摩	44,933,390	0.97	98,651,871	0.49	495,895	0.80	0.90	
	西多摩	5,473,021	0.98	11,621,367	0.52	58,777	0.80	0.90	
神奈川	京浜	154,210,929	0.97	388,374,843	0.44	1,886,215	0.80	0.93	
	県央	59,400,792	0.98	123,004,842	0.50	685,769	0.80	0.94	
	湘南	10,154,054	0.98	21,043,232	0.51	110,934	0.80	0.90	
	小田原	8,730,434	0.98	20,387,121	0.47	132,725	0.80	0.90	
千葉	市原	4,824,431	0.98	10,522,776	0.51	87,269	0.79	0.90	
埼玉	県南西部	36,772,474	0.97	79,719,572	0.50	414,018	0.80	0.90	
	県北	7,160,157	0.97	14,977,817	0.52	107,666	0.80	0.90	
群馬・埼玉	中・西毛	13,383,595	0.99	27,982,934	0.51	241,327	0.73	0.90	
茨城	県北	5,124,047	0.95	12,822,063	0.47	104,093	0.69	0.90	
	水戸県央	9,395,887	0.97	21,326,976	0.50	169,424	0.78	0.90	
	鹿行	3,442,129	0.97	8,100,913	0.51	66,286	0.70	0.90	
	県南	12,666,181	0.98	28,607,656	0.49	203,133	0.73	0.90	
	県西	4,063,608	0.97	8,900,681	0.52	79,759	0.73	0.90	
栃木	県南	6,377,232	0.97	14,679,432	0.51	122,992	0.78	0.90	
	塩那	3,171,247	0.96	7,104,955	0.52	50,013	0.74	0.90	
山梨	甲府	5,749,418	0.98	13,564,780	0.46	112,936	0.80	0.90	

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域(交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.08	0.18
神奈川	京浜	40	0.20	0.31

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域(交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定					
		平成29年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率		
							上限値*3	下限値*3	
東京	特別区・武三	883,205,468	1.00	1,974,110,811	0.44	7,995,969	0.80	0.90	
	北多摩	46,483,020	0.97	101,929,142	0.49	511,930	0.80	0.90	
	西多摩	5,653,202	0.98	11,897,291	0.52	60,057	0.80	0.90	
神奈川	京浜	158,176,156	0.97	403,208,625	0.44	1,957,440	0.80	0.93	
	県央	61,311,395	0.98	126,264,305	0.50	703,869	0.80	0.94	
	湘南	10,338,019	0.98	21,547,603	0.51	113,350	0.80	0.90	
	小田原	9,008,918	0.98	20,976,990	0.47	137,789	0.80	0.90	
千葉	市原	4,925,023	0.98	10,755,267	0.51	91,588	0.79	0.90	
埼玉	県南西部	37,738,190	0.98	81,987,249	0.50	427,438	0.80	0.90	
	県北	7,343,970	0.97	15,458,558	0.52	113,440	0.80	0.90	
群馬・埼玉	中・西毛	13,698,416	0.99	28,468,865	0.51	251,209	0.73	0.90	
茨城	県北	5,298,717	0.95	13,403,400	0.47	108,294	0.69	0.90	
	水戸県央	9,607,424	0.97	21,933,851	0.50	174,645	0.78	0.90	
	鹿行	3,260,520	0.96	8,330,772	0.51	69,047	0.70	0.90	
	県南	12,992,210	0.98	29,246,443	0.49	211,833	0.73	0.90	
	県西	4,444,654	0.99	9,135,670	0.52	83,949	0.73	0.90	
栃木	県南	6,663,746	0.97	15,130,590	0.51	127,637	0.78	0.90	
	塩那	3,374,327	0.97	7,301,829	0.52	52,521	0.74	0.90	
山梨	甲府	5,755,289	0.98	13,851,691	0.46	116,270	0.80	0.90	

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域(交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.09	0.19
神奈川	京浜	40	0.18	0.29

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

*1……「平均対前年度対比」は、平成25年度から平成30年度における総実車キロの対前年度比率の平均値

*2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成26年度から平成30年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値

*3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度値のいずれか高い数値

*4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

*1……「平均対前年度対比」は、平成24年度から平成29年度における総実車キロの対前年度比率の平均値

*2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成25年度から平成29年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値

*3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度値のいずれか高い数値

*4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

改正	現行
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年8月10日</p> <p style="text-align: right;">関東運輸局長 濱 勝 俊</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p> <p><u>附則（平成31年4月11日 一部改正）</u> <u>1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年8月10日</p> <p style="text-align: right;">関東運輸局長 濱 勝 俊</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p>

(傍線の部分は改正部分)

改正	現行
----	----

(別添)
特定地域における適正車両数

1. 法人タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		特定地域指定日現在の車両数*1	特定地域指定日現在の車両数と適正車両数(上限)との乖離率(%)	特定地域指定日現在の車両数と適正車両数(下限)との乖離率(%)
		上限	下限			
東京都	南多摩交通圏	1,214	1,057	1,240	2.1	14.8
千葉県	京葉交通圏	1,453	1,287	1,514	4.0	15.0
	東葛交通圏	996	885	1,087	8.4	18.6
	千葉交通圏	1,085	964	1,363	20.4	29.3
埼玉県	県南中央交通圏	2,399	2,132	2,524	5.0	15.5
栃木県	宇都宮交通圏	643	571	844	23.8	32.3

※「法人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車(1人1車制個人タクシーを除く。)の数である。

2. 個人タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		特定地域指定日現在の車両数*1	特定地域指定日現在の車両数と適正車両数(上限)との乖離率(%)	特定地域指定日現在の車両数と適正車両数(下限)との乖離率(%)
		上限	下限			
東京都	南多摩交通圏	264	230	269	1.9	14.5
千葉県	京葉交通圏	358	317	372	3.8	14.8
	東葛交通圏	80	71	87	8.0	18.4
	千葉交通圏	212	189	266	20.3	28.9

(別添)
特定地域における適正車両数

1. 法人タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		特定地域指定日現在の車両数*1	特定地域指定日現在の車両数と適正車両数(上限)との乖離率(%)	特定地域指定日現在の車両数と適正車両数(下限)との乖離率(%)
		上限	下限			
東京都	南多摩交通圏	1,214	1,057	1,240	2.1	14.8
神奈川県	京浜交通圏	6,379	5,509	6,894	7.5	20.1
千葉県	京葉交通圏	1,453	1,287	1,514	4.0	15.0
	東葛交通圏	996	885	1,087	8.4	18.6
	千葉交通圏	1,085	964	1,363	20.4	29.3
埼玉県	県南中央交通圏	2,399	2,132	2,524	5.0	15.5
栃木県	宇都宮交通圏	643	571	844	23.8	32.3

※「法人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車(1人1車制個人タクシーを除く。)の数である。

2. 個人タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		特定地域指定日現在の車両数*1	特定地域指定日現在の車両数と適正車両数(上限)との乖離率(%)	特定地域指定日現在の車両数と適正車両数(下限)との乖離率(%)
		上限	下限			
東京都	南多摩交通圏	264	230	269	1.9	14.5
神奈川県	京浜交通圏	1,980	1,710	2,139	7.4	20.1
千葉県	京葉交通圏	358	317	372	3.8	14.8
	東葛交通圏	80	71	87	8.0	18.4

埼玉県	県南中央交通圏	120	107	126	4.8	15.1
栃木県	宇都宮交通圏	47	42	61	23.0	31.1

※「個人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車(1人1車制個人タクシーに限る。)の数である。

*1 ……東京都南多摩交通圏、千葉県京葉交通圏、同東葛交通圏、同千葉交通圏、埼玉県県南中央交通圏及び栃木県宇都宮交通圏の特定地域指定日は平成28年7月1日

	千葉交通圏	212	189	266	20.3	28.9
埼玉県	県南中央交通圏	120	107	126	4.8	15.1
栃木県	宇都宮交通圏	47	42	61	23.0	31.1

※「個人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車(1人1車制個人タクシーに限る。)の数である。

*1 ……神奈川県京浜交通圏の特定地域指定日は平成27年8月1日
東京都南多摩交通圏、千葉県京葉交通圏、同東葛交通圏、同千葉交通圏、埼玉県県南中央交通圏及び栃木県宇都宮交通圏の特定地域指定日は平成28年7月1日

改正

現行

(別紙)

(別紙)

1. 算定方法

1. 算定方法

①法人タクシー

①法人タクシー

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第四条第八項第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあつては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第四条第八項第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあつては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

②個人タクシー

②個人タクシー

個人タクシー(1人1車制個人タクシーに限る)の適正車両数は、特定地域指定日現在の法人タクシーの車両数と上記算定方法により算定した法人タクシーの適正車両数の上限値及び下限値それぞれの乖離率を用いて算定したものである。(小数点以下切り上げ)

個人タクシー(1人1車制個人タクシーに限る)の適正車両数は、特定地域指定日現在の法人タクシーの車両数と上記算定方法により算定した法人タクシーの適正車両数の上限値及び下限値それぞれの乖離率を用いて算定したものである。(小数点以下切り上げ)

2. 適正車両数の算定基礎数値

2. 適正車両数の算定基礎数値

(法人タクシー)

(法人タクシー)

①一般タクシー

①一般タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定					
		平成25年度 総実車キロ (京浜交通圏以 外は平成26年)	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*3	実働率		
							上限値*4	下限値*4	
東京都	南多摩	36,582,853	0.98	80,469,862	0.49	394,727	0.80	0.92	
千葉県	京葉	38,411,134	0.99	85,359,762	0.49	467,286	0.80	0.90	
	東葛	25,216,893	0.98	56,796,767	0.49	325,602	0.80	0.90	
	千葉	22,423,412	0.97	56,023,269	0.44	350,066	0.80	0.90	
埼玉県	県南中央	54,510,155	0.99	119,539,940	0.48	739,011	0.80	0.90	
栃木県	宇都宮	14,029,333	0.99	30,828,025	0.51	214,645	0.80	0.90	

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定					
		平成25年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*3	実働率		
							上限値*4	下限値*4	
東京都	南多摩	36,582,853	0.98	80,469,862	0.49	394,727	0.80	0.92	
神奈川県	京浜	176,946,412	0.97	460,079,064	0.44	2,201,518	0.80	0.93	
千葉県	京葉	38,411,134	0.99	85,359,762	0.49	467,286	0.80	0.90	
	東葛	25,216,893	0.98	56,796,767	0.49	325,602	0.80	0.90	
	千葉	22,423,412	0.97	56,023,269	0.44	350,066	0.80	0.90	
埼玉県	県南中央	54,510,155	0.99	119,539,940	0.48	739,011	0.80	0.90	
栃木県	宇都宮	14,029,333	0.99	30,828,025	0.51	214,645	0.80	0.90	

②その他ハイヤー

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定			
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率		
			上限*5	下限*5	
千葉県	京葉	9	0.04	0.15	
	東葛	1	0.10	0.20	
	千葉	28	0.21	0.29	

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定			
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率		
			上限*5	下限*5	
神奈川県	京浜	40	0.10	0.22	
千葉県	京葉	9	0.04	0.15	
	東葛	1	0.10	0.20	

埼玉県	県南中央	17	0.09	0.19
-----	------	----	------	------

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

*1……「平均対前年度比率」は、平成21年度から平成26年度における総実車キロの対前年度比率の平均値

*2……「平均総走行キロ」は、平成22年度から平成26年度における総走行キロの平均値

*3……「平均延実働車両数」は、平成22年度から平成26年度における延実働車両数の平均値

*4……実働率の「上限値」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値
実働率の「下限値」は90%又は平成13年度値のいずれか高い数値

*5……乗離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乗離率
乗離率の「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乗離率

	千葉	28	0.21	0.29
埼玉県	県南中央	17	0.09	0.19

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

*1……「平均対前年度比率」は、平成20年度から平成25年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
(京浜交通圏以外は、平成21年度から平成26年度)

*2……「平均総走行キロ」は、平成21年度から平成25年度における総走行キロの平均値
(京浜交通圏以外は、平成22年度から平成26年度)

*3……「平均延実働車両数」は、平成21年度から平成25年度における延実働車両数の平均値
(京浜交通圏以外は、平成22年度から平成26年度)

*4……実働率の「上限値」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値
実働率の「下限値」は90%又は平成13年度値のいずれか高い数値

*5……乗離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乗離率
乗離率の「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乗離率

改正	現行
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年8月1日 一部改正） 1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成29年8月23日 一部改正） 1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年8月24日 一部改正） 1 本公示は、平成30年8月24日 から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年8月1日 一部改正） 1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成29年8月23日 一部改正） 1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。</p>

(傍線の部分は改正部分)

改正

現行

(別添)

(別添)

準特定地域における適正車両数

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		平成29年度末 車両数(両)	平成29年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	28,178	25,046	28,143	-0.1
	北多摩	1,576	1,401	1,738	9.3
	西多摩	185	164	209	11.5
神奈川	県央	2,283	1,946	2,227	-2.5
	湘南	355	315	387	8.3
	小田原	420	373	502	16.3
千葉	市原	280	246	385	27.3
埼玉	県南東部	967	860	1,288	24.9
	県南西部	1,312	1,166	1,541	14.9
	県北	345	307	422	18.2
群馬	東毛	245	207	305	19.7
群馬・埼玉	中・西毛	870	709	1,075	19.1
茨城	県北	343	263	449	23.6
	水戸県央	522	453	737	29.2
	鹿行	199	155	313	36.4
	県南	707	572	868	18.5
	県西	291	235	367	20.7
栃木	県南	378	327	492	23.2
	塩那	167	138	229	27.1
山梨	甲府	348	309	376	7.4

※上記「平成29年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		平成28年度末 車両数(両)	平成28年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	28,028	24,914	28,144	0.4
	北多摩	1,620	1,440	1,739	6.8
	西多摩	187	166	209	10.5
神奈川	県央	2,345	1,999	2,227	-5.3
	湘南	360	320	389	7.5
	小田原	424	377	503	15.7
千葉	市原	284	250	385	26.2
埼玉	県南東部	1,010	898	1,292	21.8
	県南西部	1,360	1,209	1,544	11.9
	県北	356	316	423	15.8
群馬	東毛	259	219	305	15.1
群馬・埼玉	中・西毛	876	713	1,075	18.5
茨城	県北	362	276	464	22.0
	水戸県央	422	367	737	42.7
	鹿行	209	162	313	33.2
	県南	725	587	888	18.4
	県西	285	230	369	22.8
栃木	県南	393	339	496	20.8
	塩那	173	143	231	25.1
山梨	甲府	351	312	377	6.9

※上記「平成28年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

改正

現行

(別紙)

(別紙)

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 366 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

①一般タクシー

都道府県	営業区域(交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成29年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
東京	特別区・武三	883,205,468	1.00	1,974,110,811	0.44	7,995,969	0.80	0.90
	北多摩	46,483,020	0.97	101,929,142	0.49	511,930	0.80	0.90
	西多摩	5,653,202	0.98	11,897,291	0.52	60,057	0.80	0.90
神奈川	県央	61,311,395	0.98	126,264,305	0.50	703,869	0.80	0.94
	湘南	10,338,019	0.98	21,547,603	0.51	113,350	0.80	0.90
	小田原	9,008,918	0.98	20,976,990	0.47	137,789	0.80	0.90
千葉	市原	4,925,023	0.98	10,755,267	0.51	91,588	0.79	0.90
埼玉	県南東部	24,235,664	0.96	54,411,743	0.47	311,908	0.80	0.90
	県南西部	37,738,190	0.98	81,987,249	0.50	427,438	0.80	0.90
	県北	7,343,970	0.97	15,458,558	0.52	113,440	0.80	0.90
群馬	東毛	5,150,197	0.98	10,889,755	0.53	77,791	0.76	0.90
群馬・埼玉	中・西毛	13,698,416	0.99	28,468,865	0.51	251,209	0.73	0.90
茨城	県北	5,298,717	0.95	13,403,400	0.47	108,294	0.69	0.90
	水戸県央	9,607,424	0.97	21,933,851	0.50	174,645	0.78	0.90
	鹿行	3,260,520	0.96	8,330,772	0.51	69,047	0.70	0.90
	県南	12,992,210	0.98	29,246,443	0.49	211,833	0.73	0.90
	県西	4,444,654	0.99	9,135,670	0.52	83,949	0.73	0.90
栃木	県南	6,663,746	0.97	15,130,590	0.51	127,637	0.78	0.90
	塩那	3,374,327	0.97	7,301,829	0.52	52,521	0.74	0.90
山梨	甲府	5,755,289	0.98	13,851,691	0.46	116,270	0.80	0.90

都道府県	営業区域(交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成28年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
東京	特別区・武三	881,728,094	1.00	2,009,010,381	0.44	8,118,193	0.80	0.90
	北多摩	47,666,140	0.98	104,838,769	0.49	526,996	0.80	0.90
	西多摩	5,676,720	0.98	12,130,332	0.52	61,504	0.80	0.90
神奈川	県央	62,830,534	0.99	128,986,321	0.50	718,733	0.80	0.94
	湘南	10,534,325	0.98	22,005,571	0.51	115,140	0.80	0.90
	小田原	9,071,849	0.98	21,436,805	0.47	141,544	0.80	0.90
千葉	市原	4,929,675	0.98	10,954,586	0.51	95,057	0.79	0.90
埼玉	県南東部	24,825,906	0.97	56,690,570	0.47	329,273	0.80	0.90
	県南西部	38,752,880	0.98	83,956,976	0.50	440,613	0.80	0.90
	県北	7,385,405	0.97	15,932,005	0.52	120,068	0.80	0.90
群馬	東毛	5,254,619	0.98	11,120,124	0.53	82,453	0.76	0.90
群馬・埼玉	中・西毛	13,515,477	0.98	28,761,036	0.51	261,206	0.73	0.90
茨城	県北	5,597,915	0.95	14,045,906	0.47	112,721	0.69	0.90
	水戸県央	8,144,261	0.92	22,585,961	0.50	180,087	0.78	0.90
	鹿行	3,370,333	0.97	8,689,972	0.51	72,501	0.70	0.90
	県南	13,108,447	0.98	29,702,690	0.49	220,167	0.73	0.90
	県西	4,323,358	0.97	9,281,184	0.52	87,071	0.73	0.90
栃木	県南	6,826,868	0.97	15,587,592	0.51	132,331	0.78	0.90
	塩那	3,390,900	0.98	7,460,305	0.52	55,132	0.74	0.90
山梨	甲府	5,814,104	0.97	14,185,159	0.46	119,762	0.80	0.90

②その他ハイヤー

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域(交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.09	0.19

都道府県	営業区域(交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.09	0.19

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成24年度から平成29年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成25年度から平成29年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度のいずれか高い数値
- *4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

- *1……「平均対前年度対比」は、平成23年度から平成28年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成24年度から平成28年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度のいずれか高い数値
- *4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

改正	現行
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年8月1日 一部改正） 1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。</p> <p><u>附則（平成29年8月23日 一部改正）</u> <u>1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p>

（傍線の部分は改正部分）

改正

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		平成28年度末 車両数(両)	平成28年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	28,028	24,914	28,144	0.4
	北多摩	1,620	1,440	1,739	6.8
	西多摩	187	166	209	10.5
神奈川	県央	2,345	1,999	2,227	-5.3
	湘南	360	320	389	7.5
	小田原	424	377	503	15.7
千葉	市原	284	250	385	26.2
埼玉	県南東部	1,010	898	1,292	21.8
	県南西部	1,360	1,209	1,544	11.9
	県北	356	316	423	15.8
群馬	東毛	259	219	305	15.1
群馬・埼玉	中・西毛	876	713	1,075	18.5
茨城	県北	362	276	464	22.0
	水戸県央	422	367	737	42.7
	鹿行	209	162	313	33.2
	県南	725	587	888	18.4
	県西	285	230	369	22.8
栃木	県南	393	339	496	20.8
	塩那	173	143	231	25.1
山梨	甲府	351	312	377	6.9

※上記「平成28年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

現行

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		平成27年度末 車両数(両)	平成27年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	28,340	25,191	28,144	-0.7
	北多摩	1,702	1,513	1,749	2.7
	西多摩	185	165	209	11.5
神奈川	県央	2,380	2,030	2,227	-6.9
	湘南	370	329	389	4.9
	小田原	417	370	503	17.1
千葉	市原	294	258	385	23.6
埼玉	県南東部	1,147	1,019	1,298	11.6
	県南西部	1,411	1,254	1,549	8.9
	県北	378	336	426	11.3
群馬	東毛	273	230	314	13.1
群馬・埼玉	中・西毛	903	736	1,082	16.5
茨城	県北	380	290	475	20.0
	水戸県央	525	456	751	30.1
	鹿行	233	181	318	26.7
	県南	759	614	901	15.8
	県西	293	237	377	22.3
栃木	県南	408	352	517	21.1
	塩那	179	148	234	23.5
山梨	甲府	361	320	378	4.5

※上記「平成27年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

改正

現行

(別紙)

(別紙)

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 366 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

①一般タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成28年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
東京	特別区・武三	881,728,094	1.00	2,009,010,381	0.44	8,118,193	0.80	0.90
	北多摩	47,666,140	0.98	104,838,769	0.49	526,996	0.80	0.90
	西多摩	5,676,720	0.98	12,130,332	0.52	61,504	0.80	0.90
神奈川	県央	62,830,534	0.99	128,986,321	0.50	718,733	0.80	0.94
	湘南	10,534,325	0.98	22,005,571	0.51	115,140	0.80	0.90
	小田原	9,071,849	0.98	21,436,805	0.47	141,544	0.80	0.90
千葉	市原	4,929,675	0.98	10,954,586	0.51	95,057	0.79	0.90
埼玉	県南東部	24,825,906	0.97	56,690,570	0.47	329,273	0.80	0.90
	県南西部	38,752,880	0.98	83,956,976	0.50	440,613	0.80	0.90
	県北	7,385,405	0.97	15,932,005	0.52	120,068	0.80	0.90
群馬	東毛	5,254,619	0.98	11,120,124	0.53	82,453	0.76	0.90
群馬・埼玉	中・西毛	13,515,477	0.98	28,761,036	0.51	261,206	0.73	0.90
茨城	県北	5,597,915	0.95	14,045,906	0.47	112,721	0.69	0.90
	水戸県央	8,144,261	0.92	22,585,961	0.50	180,087	0.78	0.90
	鹿行	3,370,333	0.97	8,689,972	0.51	72,501	0.70	0.90
	県南	13,108,447	0.98	29,702,690	0.49	220,167	0.73	0.90
栃木	県西	4,323,358	0.97	9,281,184	0.52	87,071	0.73	0.90
	県南	6,826,868	0.97	15,587,592	0.51	132,331	0.78	0.90
山梨	塩那	3,390,900	0.98	7,460,305	0.52	55,132	0.74	0.90
	甲府	5,814,104	0.97	14,185,159	0.46	119,762	0.80	0.90

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成27年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
東京	特別区・武三	894,638,156	1.00	2,051,623,645	0.44	8,282,126	0.80	0.90
	北多摩	49,643,949	0.98	107,667,359	0.49	545,049	0.80	0.90
	西多摩	5,634,481	0.98	12,389,261	0.52	63,305	0.80	0.90
神奈川	県央	63,906,242	0.99	131,301,422	0.50	731,820	0.80	0.94
	湘南	10,870,819	0.99	22,443,320	0.51	116,923	0.80	0.90
	小田原	9,001,338	0.97	21,908,767	0.47	145,269	0.80	0.90
千葉	市原	5,017,918	0.97	11,198,145	0.51	99,168	0.79	0.90
埼玉	県南東部	27,232,995	0.98	58,688,425	0.47	348,661	0.80	0.90
	県南西部	39,886,486	0.98	85,745,561	0.50	454,501	0.80	0.90
	県北	7,640,915	0.97	16,480,924	0.52	127,781	0.80	0.90
群馬	東毛	5,373,536	0.98	11,386,235	0.53	87,261	0.76	0.90
群馬・埼玉	中・西毛	13,665,225	0.98	29,264,822	0.51	272,288	0.73	0.90
茨城	県北	5,878,463	0.96	14,668,429	0.47	116,864	0.69	0.90
	水戸県央	9,851,481	0.97	24,283,943	0.50	189,627	0.78	0.90
	鹿行	3,675,278	0.98	8,950,836	0.51	75,627	0.70	0.90
	県南	13,572,509	0.98	30,477,391	0.49	228,699	0.73	0.90
栃木	県西	4,450,531	0.97	9,586,964	0.52	90,660	0.73	0.90
	県南	7,011,577	0.97	15,986,066	0.51	138,015	0.78	0.90
山梨	塩那	3,472,297	0.96	7,566,034	0.52	57,509	0.74	0.90
	甲府	6,020,773	0.97	14,631,021	0.46	123,324	0.80	0.90

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.09	0.19

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成23年度から平成28年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成24年度から平成28年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度値のいずれか高い数値
- *4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.08	0.18

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成22年度から平成27年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成23年度から平成27年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度値のいずれか高い数値
- *4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

改正	現行
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p> <p><u>附則（平成28年8月1日 一部改正）</u> <u>1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p>

(傍線の部分は改正部分)

改正

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		平成27年度末 車両数(両)	平成27年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	28,340	25,191	28,144	-0.7
	北多摩	1,702	1,513	1,749	2.7
	西多摩	185	165	209	11.5
神奈川	県央	2,380	2,030	2,227	-6.9
	湘南	370	329	389	4.9
	小田原	417	370	503	17.1
千葉	市原	294	258	385	23.6
埼玉	県南東部	1,147	1,019	1,298	11.6
	県南西部	1,411	1,254	1,549	8.9
	県北	378	336	426	11.3
群馬	東毛	273	230	314	13.1
群馬・埼玉	中・西毛	903	736	1,082	16.5
茨城	県北	380	290	475	20.0
	水戸県央	525	456	751	30.1
	鹿行	233	181	318	26.7
	県南	759	614	901	15.8
	県西	293	237	377	22.3
栃木	県南	408	352	517	21.1
	塩那	179	148	234	23.5
山梨	甲府	361	320	378	4.5

※上記「平成27年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

現行

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		平成26年度末 車両数(両)	平成26年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	27,665	24,591	28,145	1.7
	北多摩	1,749	1,555	1,749	0.0
	西多摩	200	177	209	4.3
神奈川	県央	2,431	2,073	2,227	-9.2
	湘南	374	332	389	3.9
	小田原	447	397	501	10.8
千葉	市原	303	267	385	21.3
埼玉	県南東部	1,217	1,081	1,303	6.6
	県南西部	1,464	1,302	1,553	5.7
	県北	399	355	431	7.4
群馬	東毛	290	245	329	11.9
群馬・埼玉	中・西毛	944	769	1,088	13.2
茨城	県北	430	329	485	11.3
	水戸県央	571	497	753	24.2
	鹿行	236	184	325	27.4
	県南	774	627	927	16.5
	県西	305	246	385	20.8
栃木	県南	433	374	519	16.6
	塩那	187	155	241	22.4
山梨	甲府	367	326	396	7.3

※上記「平成26年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

改正

(別紙)

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 366 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあつては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域(交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定					
		平成27年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率		
							上限値*3	下限値*3	
東京	特別区・武三	894,638,156	1.00	2,051,623,645	0.44	8,282,126	0.80	0.90	
	北多摩	49,643,949	0.98	107,667,359	0.49	545,049	0.80	0.90	
	西多摩	5,634,481	0.98	12,389,261	0.52	63,305	0.80	0.90	
神奈川	県央	63,906,242	0.99	131,301,422	0.50	731,820	0.80	0.94	
	湘南	10,870,819	0.99	22,443,320	0.51	116,923	0.80	0.90	
	小田原	9,001,338	0.97	21,908,767	0.47	145,269	0.80	0.90	
千葉	市原	5,017,918	0.97	11,198,145	0.51	99,168	0.79	0.90	
埼玉	県南東部	27,232,995	0.98	58,688,425	0.47	348,661	0.80	0.90	
	県南西部	39,886,486	0.98	85,745,561	0.50	454,501	0.80	0.90	
	県北	7,640,915	0.97	16,480,924	0.52	127,781	0.80	0.90	
群馬	東毛	5,373,536	0.98	11,386,235	0.53	87,261	0.76	0.90	
群馬・埼玉	中・西毛	13,665,225	0.98	29,264,822	0.51	272,288	0.73	0.90	
茨城	県北	5,878,463	0.96	14,668,429	0.47	116,864	0.69	0.90	
	水戸県央	9,851,481	0.97	24,283,943	0.50	189,627	0.78	0.90	
	鹿行	3,675,278	0.98	8,950,836	0.51	75,627	0.70	0.90	
	県南	13,572,509	0.98	30,477,391	0.49	228,699	0.73	0.90	
	県西	4,450,531	0.97	9,586,964	0.52	90,660	0.73	0.90	
栃木	県南	7,011,577	0.97	15,986,066	0.51	138,015	0.78	0.90	
	塩那	3,472,297	0.96	7,566,034	0.52	57,509	0.74	0.90	
山梨	甲府	6,020,773	0.97	14,631,021	0.46	123,324	0.80	0.90	

現行

(別紙)

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあつては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域(交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定					
		平成26年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率		
							上限値*3	下限値*3	
東京	特別区・武三	878,169,850	0.99	2,102,104,724	0.44	8,509,624	0.80	0.90	
	北多摩	50,438,154	0.98	110,090,275	0.49	562,669	0.80	0.90	
	西多摩	5,930,331	0.98	12,728,736	0.52	66,035	0.80	0.90	
神奈川	県央	64,735,497	0.99	133,411,821	0.50	746,325	0.80	0.94	
	湘南	10,968,480	0.99	22,821,668	0.51	118,767	0.80	0.90	
	小田原	9,563,825	0.98	22,601,040	0.47	149,648	0.80	0.90	
千葉	市原	5,116,693	0.97	11,494,624	0.51	103,499	0.79	0.90	
埼玉	県南東部	28,041,572	0.98	59,965,546	0.47	365,517	0.80	0.90	
	県南西部	40,863,644	0.98	87,541,991	0.50	468,004	0.80	0.90	
	県北	7,828,454	0.97	17,024,520	0.52	135,389	0.80	0.90	
群馬	東毛	5,560,423	0.97	11,675,549	0.53	92,036	0.76	0.90	
群馬・埼玉	中・西毛	13,971,854	0.98	29,752,590	0.51	282,622	0.73	0.90	
茨城	県北	6,543,477	0.97	15,175,236	0.47	121,207	0.69	0.90	
	水戸県央	10,488,088	0.98	24,960,052	0.50	196,239	0.78	0.90	
	鹿行	3,703,050	0.97	9,124,760	0.51	78,132	0.70	0.90	
	県南	13,793,101	0.97	31,287,058	0.49	237,140	0.73	0.90	
	県西	4,540,346	0.97	9,901,291	0.52	94,948	0.73	0.90	
栃木	県南	7,327,496	0.97	16,416,481	0.51	143,463	0.78	0.90	
	塩那	3,530,283	0.96	7,807,219	0.52	60,539	0.74	0.90	
山梨	甲府	6,137,507	0.96	15,140,801	0.46	127,472	0.80	0.90	

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.08	0.18

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成22年度から平成27年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成23年度から平成27年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度のいずれか高い数値
- *4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.10	0.20

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成21年度から平成26年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成22年度から平成26年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度のいずれか高い数値
- *4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

改正	現行
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関東運輸局長 又野 己知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関東運輸局長 又野 己知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p>

(傍線の部分は改正部分)

改正

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		平成26年度末 車両数(両)	平成26年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	27,665	24,591	28,145	1.7
	北多摩	1,749	1,555	1,749	0.0
	西多摩	200	177	209	4.3
神奈川	県央	2,431	2,073	2,227	-9.2
	湘南	374	332	389	3.9
	小田原	447	397	501	10.8
千葉	市原	303	267	385	21.3
埼玉	県南東部	1,217	1,081	1,303	6.6
	県南西部	1,464	1,302	1,553	5.7
	県北	399	355	431	7.4
群馬	東毛	290	245	329	11.9
群馬・埼玉	中・西毛	944	769	1,088	13.2
茨城	県北	430	329	485	11.3
	水戸県央	571	497	753	24.2
	鹿行	236	184	325	27.4
	県南	774	627	927	16.5
	県西	305	246	385	20.8
栃木	県南	433	374	519	16.6
	塩那	187	155	241	22.4
山梨	甲府	367	326	396	7.3

※上記「平成26年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

現行

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		平成26年度末 車両数(両)	平成26年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	27,665	24,591	28,145	1.7
	北多摩	1,749	1,555	1,749	0.0
	南多摩	<u>1,214</u>	<u>1,057</u>	<u>1,240</u>	<u>2.1</u>
	西多摩	200	177	209	4.3
神奈川	県央	2,431	2,073	2,227	-9.2
	湘南	374	332	389	3.9
	小田原	447	397	501	10.8
千葉	京葉	<u>1,453</u>	<u>1,287</u>	<u>1,514</u>	<u>4.0</u>
	東葛	<u>996</u>	<u>885</u>	<u>1,097</u>	<u>9.2</u>
	千葉	<u>1,085</u>	<u>964</u>	<u>1,364</u>	<u>20.5</u>
	市原	303	267	385	21.3
埼玉	県南中央	<u>2,399</u>	<u>2,132</u>	<u>2,540</u>	<u>5.6</u>
	県南東部	1,217	1,081	1,303	6.6
	県南西部	1,464	1,302	1,553	5.7
	県北	399	355	431	7.4
群馬	東毛	290	245	329	11.9
群馬・埼玉	中・西毛	944	769	1,088	13.2
茨城	県北	430	329	485	11.3
	水戸県央	571	497	753	24.2
	鹿行	236	184	325	27.4
	県南	774	627	927	16.5
	県西	305	246	385	20.8
栃木	宇都宮	<u>643</u>	<u>571</u>	<u>845</u>	<u>23.9</u>
	県南	433	374	519	16.6
	塩那	187	155	241	22.4
山梨	甲府	367	326	396	7.3

※上記「平成26年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

改正

(別紙)

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成26年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
東京	特別区・武三	878,169,850	0.99	2,102,104,724	0.44	8,509,624	0.80	0.90
	北多摩	50,438,154	0.98	110,090,275	0.49	562,669	0.80	0.90
	西多摩	5,930,331	0.98	12,728,736	0.52	66,035	0.80	0.90
神奈川	県央	64,735,497	0.99	133,411,821	0.50	746,325	0.80	0.94
	湘南	10,968,480	0.99	22,821,668	0.51	118,767	0.80	0.90
	小田原	9,563,825	0.98	22,601,040	0.47	149,648	0.80	0.90
千葉	市原	5,116,693	0.97	11,494,624	0.51	103,499	0.79	0.90
埼玉	県南東部	28,041,572	0.98	59,965,546	0.47	365,517	0.80	0.90
	県南西部	40,863,644	0.98	87,541,991	0.50	468,004	0.80	0.90
	県北	7,828,454	0.97	17,024,520	0.52	135,389	0.80	0.90
群馬	東毛	5,560,423	0.97	11,675,549	0.53	92,036	0.76	0.90
群馬・埼玉	中・西毛	13,971,854	0.98	29,752,590	0.51	282,622	0.73	0.90
茨城	県北	6,543,477	0.97	15,175,236	0.47	121,207	0.69	0.90
	水戸県央	10,488,088	0.98	24,960,052	0.50	196,239	0.78	0.90
	鹿行	3,703,050	0.97	9,124,760	0.51	78,132	0.70	0.90
	県南	13,793,101	0.97	31,287,058	0.49	237,140	0.73	0.90
	県西	4,540,346	0.97	9,901,291	0.52	94,948	0.73	0.90
栃木	県南	7,327,496	0.97	16,416,481	0.51	143,463	0.78	0.90
	塩那	3,530,283	0.96	7,807,219	0.52	60,539	0.74	0.90
山梨	甲府	6,137,507	0.96	15,140,801	0.46	127,472	0.80	0.90

現行

(別紙)

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成26年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
東京	特別区・武三	878,169,850	0.99	2,102,104,724	0.44	8,509,624	0.80	0.90
	北多摩	50,438,154	0.98	110,090,275	0.49	562,669	0.80	0.90
	南多摩	36,582,853	0.98	80,469,862	0.49	394,727	0.80	0.92
	西多摩	5,930,331	0.98	12,728,736	0.52	66,035	0.80	0.90
神奈川	県央	64,735,497	0.99	133,411,821	0.50	746,325	0.80	0.94
	湘南	10,968,480	0.99	22,821,668	0.51	118,767	0.80	0.90
	小田原	9,563,825	0.98	22,601,040	0.47	149,648	0.80	0.90
千葉	京葉	38,411,134	0.99	85,359,762	0.49	467,286	0.80	0.90
	東葛	25,216,893	0.98	56,796,767	0.49	325,602	0.80	0.90
	千葉	22,423,412	0.97	56,023,269	0.44	350,066	0.80	0.90
埼玉	市原	5,116,693	0.97	11,494,624	0.51	103,499	0.79	0.90
	県南中央	54,510,155	0.99	119,539,940	0.48	739,011	0.80	0.90
	県南東部	28,041,572	0.98	59,965,546	0.47	365,517	0.80	0.90
群馬	県南西部	40,863,644	0.98	87,541,991	0.50	468,004	0.80	0.90
	県北	7,828,454	0.97	17,024,520	0.52	135,389	0.80	0.90
群馬	東毛	5,560,423	0.97	11,675,549	0.53	92,036	0.76	0.90
群馬・埼玉	中・西毛	13,971,854	0.98	29,752,590	0.51	282,622	0.73	0.90
茨城	県北	6,543,477	0.97	15,175,236	0.47	121,207	0.69	0.90
	水戸県央	10,488,088	0.98	24,960,052	0.50	196,239	0.78	0.90
	鹿行	3,703,050	0.97	9,124,760	0.51	78,132	0.70	0.90
	県南	13,793,101	0.97	31,287,058	0.49	237,140	0.73	0.90
	県西	4,540,346	0.97	9,901,291	0.52	94,948	0.73	0.90
栃木	宇都宮	14,029,333	0.99	30,828,025	0.51	214,645	0.80	0.90
	県南	7,327,496	0.97	16,416,481	0.51	143,463	0.78	0.90
	塩那	3,530,283	0.96	7,807,219	0.52	60,539	0.74	0.90
山梨	甲府	6,137,507	0.96	15,140,801	0.46	127,472	0.80	0.90

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.10	0.20

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成21年度から平成26年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成22年度から平成26年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度値のいずれか高い数値
- *4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.10	0.20
千葉	京 葉	9	0.04	0.15
	東 葛	1	0.10	0.20
	千 葉	28	0.21	0.29
埼玉	墨 南 中央	17	0.09	0.19

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成21年度から平成26年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成22年度から平成26年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度値のいずれか高い数値
- *4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

改正	現行
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p>

（傍線の部分は改正部分）

改正

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		平成26年度末 車両数(両)	平成26年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	27,665	24,591	28,145	1.7
	北多摩	1,749	1,555	1,749	0.0
	南多摩	1,214	1,057	1,240	2.1
	西多摩	200	177	209	4.3
神奈川	県央	2,431	2,073	2,227	-9.2
	湘南	374	332	389	3.9
	小田原	447	397	501	10.8
千葉	京葉	1,453	1,287	1,514	4.0
	東葛	996	885	1,097	9.2
	千葉	1,085	964	1,364	20.5
	市原	303	267	385	21.3
埼玉	県南中央	2,399	2,132	2,540	5.6
	県南東部	1,217	1,081	1,303	6.6
	県南西部	1,464	1,302	1,553	5.7
	県北	399	355	431	7.4
群馬	東毛	290	245	329	11.9
群馬・埼玉	中・西毛	944	769	1,088	13.2
茨城	県北	430	329	485	11.3
	水戸県央	571	497	753	24.2
	鹿行	236	184	325	27.4
	県南	774	627	927	16.5
	県西	305	246	385	20.8
栃木	宇都宮	643	571	845	23.9
	県南	433	374	519	16.6
	塩那	187	155	241	22.4
山梨	甲府	367	326	396	7.3

※上記「平成26年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

現行

平成27年10月1日付一部改正

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		平成26年度末 車両数(両)	平成25年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	27,665	24,591	28,145	1.7
	北多摩	1,749	1,555	1,749	0.0
	南多摩	1,214	1,057	1,240	2.1
	西多摩	200	177	209	4.3
神奈川	県央	2,431	2,073	2,227	-9.2
	湘南	374	332	389	3.9
	小田原	447	397	501	10.8
千葉	京葉	1,453	1,287	1,514	4.0
	東葛	996	885	1,097	9.2
	千葉	1,085	964	1,364	20.5
	北総	746	663	805	7.3
	市原	303	267	385	21.3
	匝瑳	373	311	423	11.8
埼玉	県南中央	2,399	2,132	2,540	5.6
	県南東部	1,217	1,081	1,303	6.6
	県南西部	1,464	1,302	1,553	5.7
	県北	399	355	431	7.4
群馬	東毛	290	245	329	11.9
群馬・埼玉	中・西毛	944	769	1,088	13.2
茨城	県北	430	329	485	11.3
	水戸県央	571	497	753	24.2
	鹿行	236	184	325	27.4
	県南	774	627	927	16.5
	県西	305	246	385	20.8
栃木	宇都宮	643	571	845	23.9
	県南	433	374	519	16.6
	塩那	187	155	241	22.4
山梨	甲府	367	326	396	7.3

※上記「平成26年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

改正

現行

(別紙)

(別紙)

1. 算定方法

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

①一般タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成26年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
東京	特別区・武三	878,169,850	0.99	2,102,104,724	0.44	8,509,624	0.80	0.90
	北多摩	50,438,154	0.98	110,090,275	0.49	562,669	0.80	0.90
	南多摩	36,582,853	0.98	80,469,862	0.49	394,727	0.80	0.92
	西多摩	5,930,331	0.98	12,728,736	0.52	66,035	0.80	0.90
神奈川	県央	64,735,497	0.99	133,411,821	0.50	746,325	0.80	0.94
	湘南	10,968,480	0.99	22,821,668	0.51	118,767	0.80	0.90
	小田原	9,563,825	0.98	22,601,040	0.47	149,648	0.80	0.90
千葉	京葉	38,411,134	0.99	85,359,762	0.49	467,286	0.80	0.90
	東葛	25,216,893	0.98	56,796,767	0.49	325,602	0.80	0.90
	千葉	22,423,412	0.97	56,023,269	0.44	350,066	0.80	0.90
	市原	5,116,693	0.97	11,494,624	0.51	103,499	0.79	0.90
埼玉	県南中央	54,510,155	0.99	119,539,940	0.48	739,011	0.80	0.90
	県南東部	28,041,572	0.98	59,965,546	0.47	365,517	0.80	0.90
	県南西部	40,863,644	0.98	87,541,991	0.50	468,004	0.80	0.90
	県北	7,828,454	0.97	17,024,520	0.52	135,389	0.80	0.90
群馬	東毛	5,560,423	0.97	11,675,549	0.53	92,036	0.76	0.90
群馬・埼玉	中・西毛	13,971,854	0.98	29,752,590	0.51	282,622	0.73	0.90
茨城	県北	6,543,477	0.97	15,175,236	0.47	121,207	0.69	0.90
	水戸県央	10,488,088	0.98	24,960,052	0.50	196,239	0.78	0.90
	鹿行	3,703,050	0.97	9,124,760	0.51	78,132	0.70	0.90
	県南	13,793,101	0.97	31,287,058	0.49	237,140	0.73	0.90
栃木	宇都宮	14,029,333	0.99	30,828,025	0.51	214,645	0.80	0.90
	県南	7,327,496	0.97	16,416,481	0.51	143,463	0.78	0.90
	塩那	3,530,283	0.96	7,807,219	0.52	60,539	0.74	0.90
	山梨	甲府	6,137,507	0.96	15,140,801	0.46	127,472	0.80

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成26年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
東京	特別区・武三	878,169,850	0.99	2,102,104,724	0.44	8,509,624	0.80	0.90
	北多摩	50,438,154	0.98	110,090,275	0.49	562,669	0.80	0.90
	南多摩	36,582,853	0.98	80,469,862	0.49	394,727	0.80	0.92
	西多摩	5,930,331	0.98	12,728,736	0.52	66,035	0.80	0.90
神奈川	県央	64,735,497	0.99	133,411,821	0.50	746,325	0.80	0.94
	湘南	10,968,480	0.99	22,821,668	0.51	118,767	0.80	0.90
	小田原	9,563,825	0.98	22,601,040	0.47	149,648	0.80	0.90
千葉	京葉	38,411,134	0.99	85,359,762	0.49	467,286	0.80	0.90
	東葛	25,216,893	0.98	56,796,767	0.49	325,602	0.80	0.90
	千葉	22,423,412	0.97	56,023,269	0.44	350,066	0.80	0.90
	北総	14,879,447	0.99	31,505,840	0.47	189,540	0.80	0.90
	市原	5,116,693	0.97	11,494,624	0.51	103,499	0.79	0.90
	鹿屋	7,219,773	0.97	15,108,739	0.51	113,709	0.75	0.90
埼玉	県南中央	54,510,155	0.99	119,539,940	0.48	739,011	0.80	0.90
	県南東部	28,041,572	0.98	59,965,546	0.47	365,517	0.80	0.90
	県南西部	40,863,644	0.98	87,541,991	0.50	468,004	0.80	0.90
	県北	7,828,454	0.97	17,024,520	0.52	135,389	0.80	0.90
群馬	東毛	5,560,423	0.97	11,675,549	0.53	92,036	0.76	0.90
群馬・埼玉	中・西毛	13,971,854	0.98	29,752,590	0.51	282,622	0.73	0.90
茨城	県北	6,543,477	0.97	15,175,236	0.47	121,207	0.69	0.90
	水戸県央	10,488,088	0.98	24,960,052	0.50	196,239	0.78	0.90
	鹿行	3,703,050	0.97	9,124,760	0.51	78,132	0.70	0.90
	県南	13,793,101	0.97	31,287,058	0.49	237,140	0.73	0.90
栃木	宇都宮	14,029,333	0.99	30,828,025	0.51	214,645	0.80	0.90
	県南	7,327,496	0.97	16,416,481	0.51	143,463	0.78	0.90
	塩那	3,530,283	0.96	7,807,219	0.52	60,539	0.74	0.90
	山梨	甲府	6,137,507	0.96	15,140,801	0.46	127,472	0.80

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.10	0.20
千葉	京 葉	9	0.04	0.15
	東 葛	1	0.10	0.20
	千 葉	28	0.21	0.29
埼玉	県南中央	17	0.09	0.19

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成21年度から平成26年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成22年度から平成26年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度値のいずれか高い数値
- *4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.10	0.20
千葉	京 葉	9	0.04	0.15
	東 葛	1	0.10	0.20
	千 葉	28	0.21	0.29
	北 総	112	0.09	0.19
埼玉	県南中央	17	0.09	0.19

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成21年度から平成26年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成22年度から平成26年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度値のいずれか高い数値
- *4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

改正	現行
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関東運輸局長 又野 己知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p><u>附則（平成27年8月19日 一部改正）</u> <u>1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関東運輸局長 又野 己知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p>

（傍線の部分は改正部分）

改正

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		平成26年度末 車両数(両)	平成26年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	27,665	24,591	28,145	1.7
	北多摩	1,749	1,555	1,749	0.0
	南多摩	1,214	1,057	1,240	2.1
	西多摩	200	177	209	4.3
神奈川	県央	2,431	2,073	2,227	-9.2
	湘南	374	332	389	3.9
	小田原	447	397	501	10.8
千葉	京葉	1,453	1,287	1,514	4.0
	東葛	996	885	1,097	9.2
	千葉	1,085	964	1,364	20.5
	北総	746	663	805	7.3
	市原	303	267	385	21.3
	南房	373	311	423	11.8
埼玉	県南中央	2,399	2,132	2,540	5.6
	県南東部	1,217	1,081	1,303	6.6
	県南西部	1,464	1,302	1,553	5.7
	県北	399	355	431	7.4
群馬	東毛	290	245	329	11.9
群馬・埼玉	中・西毛	944	769	1,088	13.2
茨城	県北	430	329	485	11.3
	水戸県央	571	497	753	24.2
	鹿行	236	184	325	27.4
	県南	774	627	927	16.5
	県西	305	246	385	20.8
栃木	宇都宮	643	571	845	23.9
	県南	433	374	519	16.6
	塩那	187	155	241	22.4
山梨	甲府	367	326	396	7.3

※上記「平成26年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

現行

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		平成25年度末 車両数(両)	平成25年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	27,096	24,086	28,158	3.8
	北多摩	1,808	1,607	1,749	-3.4
	南多摩	1,247	1,086	1,240	-0.6
	西多摩	209	186	209	0.0
神奈川	県央	2,467	2,104	2,237	-10.3
	湘南	384	341	389	1.3
	小田原	455	405	501	9.2
千葉	京葉	1,475	1,307	1,515	2.6
	東葛	1,025	911	1,105	7.2
	千葉	1,128	1,002	1,368	17.5
	北総	759	674	821	7.6
	市原	314	276	385	18.4
	南房	365	305	433	15.7
埼玉	県南中央	2,469	2,195	2,552	3.3
	県南東部	1,248	1,109	1,322	5.6
	県南西部	1,504	1,337	1,562	3.7
	県北	420	373	450	6.7
群馬	東毛	294	248	357	17.6
群馬・埼玉	中・西毛	962	783	1,098	12.4
茨城	県北	422	322	488	13.5
	水戸県央	592	515	757	21.8
	鹿行	248	193	328	24.4
	県南	774	627	934	17.1
	県西	306	246	397	22.9
栃木	宇都宮	697	619	845	17.5
	県南	439	379	520	15.6
	塩那	201	166	254	20.9
山梨	甲府	366	325	397	7.8

※上記「平成25年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

改正

(別紙)

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実(働)車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定					
		平成26年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率		
							上限値*3	下限値*3	
東京	特別区・武三	878,169,850	0.99	2,102,104,724	0.44	8,509,624	0.80	0.90	
	北多摩	50,438,154	0.98	110,090,275	0.49	562,669	0.80	0.90	
	南多摩	36,582,853	0.98	80,469,862	0.49	394,727	0.80	0.92	
	西多摩	5,930,331	0.98	12,728,736	0.52	66,035	0.80	0.90	
神奈川	県央	64,735,497	0.99	133,411,821	0.50	746,325	0.80	0.94	
	湘南	10,968,480	0.99	22,821,668	0.51	118,767	0.80	0.90	
	小田原	9,563,825	0.98	22,601,040	0.47	149,648	0.80	0.90	
千葉	京葉	38,411,134	0.99	85,359,762	0.49	467,286	0.80	0.90	
	東葛	25,216,893	0.98	56,796,767	0.49	325,602	0.80	0.90	
	千葉	22,423,412	0.97	56,023,269	0.44	350,066	0.80	0.90	
	北総	14,879,447	0.99	31,505,840	0.47	189,540	0.80	0.90	
	市原	5,116,693	0.97	11,494,624	0.51	103,499	0.79	0.90	
	南房	7,219,773	0.97	15,108,739	0.51	113,709	0.75	0.90	
埼玉	県南中央	54,510,155	0.99	119,539,940	0.48	739,011	0.80	0.90	
	県南東部	28,041,572	0.98	59,965,546	0.47	365,517	0.80	0.90	
	県南西部	40,863,644	0.98	87,541,991	0.50	468,004	0.80	0.90	
	県北	7,828,454	0.97	17,024,520	0.52	135,389	0.80	0.90	
群馬	東毛	5,560,423	0.97	11,675,549	0.53	92,036	0.76	0.90	
群馬・埼玉	中・西毛	13,971,854	0.98	29,752,590	0.51	282,622	0.73	0.90	
茨城	県北	6,543,477	0.97	15,175,236	0.47	121,207	0.69	0.90	
	水戸県央	10,488,088	0.98	24,960,052	0.50	196,239	0.78	0.90	
	鹿行	3,703,050	0.97	9,124,760	0.51	78,132	0.70	0.90	
	県南	13,793,101	0.97	31,287,058	0.49	237,140	0.73	0.90	
	県西	4,540,346	0.97	9,901,291	0.52	94,948	0.73	0.90	
栃木	宇都宮	14,029,333	0.99	30,828,025	0.51	214,645	0.80	0.90	
	県南	7,327,496	0.97	16,416,481	0.51	143,463	0.78	0.90	
	塩那	3,530,283	0.96	7,807,219	0.52	60,539	0.74	0.90	
山梨	甲府	6,137,507	0.96	15,140,801	0.46	127,472	0.80	0.90	

現行

(別紙)

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実(働)車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定					
		平成25年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率		
							上限値*3	下限値*3	
東京	特別区・武三	878,529,189	0.97	2,169,030,571	0.44	8,817,241	0.80	0.90	
	北多摩	52,264,763	0.97	112,549,007	0.49	579,859	0.80	0.90	
	南多摩	37,852,749	0.97	82,506,422	0.49	406,554	0.80	0.92	
	西多摩	6,176,499	0.97	12,994,757	0.52	68,495	0.80	0.90	
神奈川	県央	66,460,694	0.97	135,674,121	0.50	761,554	0.80	0.94	
	湘南	11,273,776	0.98	23,221,113	0.51	120,832	0.80	0.90	
	小田原	9,828,981	0.96	23,188,872	0.47	155,162	0.80	0.90	
千葉	京葉	39,281,032	0.97	86,900,914	0.49	477,796	0.80	0.90	
	東葛	26,007,888	0.97	57,671,481	0.49	333,325	0.80	0.90	
	千葉	23,530,074	0.96	57,713,762	0.44	360,675	0.80	0.90	
	北総	14,972,096	0.97	31,990,317	0.47	199,078	0.80	0.90	
	市原	5,389,162	0.95	11,864,847	0.51	107,154	0.79	0.90	
	南房	7,227,798	0.95	15,589,965	0.51	117,221	0.75	0.90	
埼玉	県南中央	56,206,086	0.97	121,738,933	0.48	759,441	0.80	0.90	
	県南東部	29,020,394	0.96	61,067,686	0.47	378,176	0.80	0.90	
	県南西部	42,108,117	0.97	89,269,596	0.50	480,816	0.80	0.90	
	県北	8,192,136	0.95	17,534,892	0.52	143,217	0.80	0.90	
群馬	東毛	5,636,959	0.95	11,990,801	0.53	97,303	0.76	0.90	
群馬・埼玉	中・西毛	14,211,655	0.96	30,305,182	0.51	295,179	0.73	0.90	
茨城	県北	6,503,461	0.95	15,491,611	0.47	124,968	0.69	0.90	
	水戸県央	10,976,977	0.97	25,326,168	0.50	200,267	0.78	0.90	
	鹿行	3,910,474	0.96	9,331,505	0.51	80,445	0.70	0.90	
	県南	13,967,408	0.95	32,350,516	0.49	246,554	0.73	0.90	
	県西	4,621,404	0.94	10,173,775	0.52	98,964	0.73	0.90	
栃木	宇都宮	15,084,681	0.97	31,299,079	0.51	223,614	0.80	0.90	
	県南	7,461,454	0.95	16,804,670	0.51	149,671	0.78	0.90	
	塩那	3,793,973	0.94	8,038,960	0.52	63,788	0.74	0.90	
山梨	甲府	6,284,558	0.94	15,719,402	0.46	131,840	0.80	0.90	

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.10	0.20
千葉	京 葉	9	0.04	0.15
	東 葛	1	0.10	0.20
	千 葉	28	0.21	0.29
	北 総	112	0.09	0.19
埼玉	県南中央	17	0.09	0.19

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成21年度から平成26年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成22年度から平成26年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度値のいずれか高い数値
- *4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.12	0.22
千葉	京 葉	9	0.03	0.14
	東 葛	1	0.07	0.17
	千 葉	28	0.18	0.27
	北 総	112	0.08	0.18
埼玉	県南中央	17	0.06	0.17

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成20年度から平成25年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成21年度から平成25年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度値のいずれか高い数値
- *4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

改正	現行
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p><u>附則（平成27年8月10日 一部改正）</u> <u>1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p>

(傍線の部分は改正部分)

改正

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		平成25年度末 車両数(両)	平成25年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	27,096	24,086	28,158	3.8
	北多摩	1,808	1,607	1,749	-3.4
	南多摩	1,247	1,086	1,240	-0.6
	西多摩	209	186	209	0.0
神奈川	県央	2,467	2,104	2,237	-10.3
	湘南	384	341	389	1.3
	小田原	455	405	501	9.2
千葉	京葉	1,475	1,307	1,515	2.6
	東葛	1,025	911	1,105	7.2
	千葉	1,128	1,002	1,368	17.5
	北総	759	674	821	7.6
	市原	314	276	385	18.4
	南房	365	305	433	15.7
埼玉	県南中央	2,469	2,195	2,552	3.3
	県南東部	1,248	1,109	1,322	5.6
	県南西部	1,504	1,337	1,562	3.7
	県北	420	373	450	6.7
群馬	東毛	294	248	357	17.6
群馬・埼玉	中・西毛	962	783	1,098	12.4
茨城	県北	422	322	488	13.5
	水戸県央	592	515	757	21.8
	鹿行	248	193	328	24.4
	県南	774	627	934	17.1
栃木	宇都宮	697	619	845	17.5
	県南	439	379	520	15.6
山梨	塩那	201	166	254	20.9
	甲府	366	325	397	7.8

現行

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		平成25年度末 車両数(両)	平成25年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	27,096	24,086	28,158	3.8
	北多摩	1,808	1,607	1,749	-3.4
	南多摩	1,247	1,086	1,240	-0.6
	西多摩	209	186	209	0.0
神奈川	京浜	6,379	5,509	6,901	7.6
	県央	2,467	2,104	2,237	-10.3
	湘南	384	341	389	1.3
	小田原	455	405	501	9.2
千葉	京葉	1,475	1,307	1,515	2.6
	東葛	1,025	911	1,105	7.2
	千葉	1,128	1,002	1,368	17.5
	北総	759	674	821	7.6
	市原	314	276	385	18.4
	南房	365	305	433	15.7
埼玉	県南中央	2,469	2,195	2,552	3.3
	県南東部	1,248	1,109	1,322	5.6
	県南西部	1,504	1,337	1,562	3.7
	県北	420	373	450	6.7
群馬	東毛	294	248	357	17.6
群馬・埼玉	中・西毛	962	783	1,098	12.4
茨城	県北	422	322	488	13.5
	水戸県央	592	515	757	21.8
	鹿行	248	193	328	24.4
	県南	774	627	934	17.1
栃木	宇都宮	697	619	845	17.5
	県南	439	379	520	15.6
山梨	塩那	201	166	254	20.9
	甲府	366	325	397	7.8

※上記「平成25年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

※上記「平成25年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

改正

現行

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー（道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示（平成26年国土交通省告示第59号）第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。）がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー（タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。）の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成25年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
東京	特別区・武三	878,529,189	0.97	2,169,030,571	0.44	8,817,241	0.80	0.90
	北多摩	52,264,763	0.97	112,549,007	0.49	579,859	0.80	0.90
	南多摩	37,852,749	0.97	82,506,422	0.49	406,554	0.80	0.92
	西多摩	6,176,499	0.97	12,994,757	0.52	68,495	0.80	0.90
神奈川	県央	66,460,694	0.97	135,674,121	0.50	761,554	0.80	0.94
	湘南	11,273,776	0.98	23,221,113	0.51	120,832	0.80	0.90
	小田原	9,828,981	0.96	23,188,872	0.47	155,162	0.80	0.90
千葉	京葉	39,281,032	0.97	86,900,914	0.49	477,796	0.80	0.90
	東葛	26,007,888	0.97	57,671,481	0.49	333,325	0.80	0.90
	千葉	23,530,074	0.96	57,713,762	0.44	360,675	0.80	0.90
	北総	14,972,096	0.97	31,990,317	0.47	199,078	0.80	0.90
	市原	5,389,162	0.95	11,864,847	0.51	107,154	0.79	0.90
	南房	7,227,798	0.95	15,589,965	0.51	117,221	0.75	0.90
埼玉	県南中央	56,206,086	0.97	121,738,933	0.48	759,441	0.80	0.90
	県南東部	29,020,394	0.96	61,067,686	0.47	378,176	0.80	0.90
	県南西部	42,108,117	0.97	89,269,596	0.50	480,816	0.80	0.90
	県北	8,192,136	0.95	17,534,892	0.52	143,217	0.80	0.90
群馬	東毛	5,636,959	0.95	11,990,801	0.53	97,303	0.76	0.90
群馬・埼玉	中・西毛	14,211,655	0.96	30,305,182	0.51	295,179	0.73	0.90
茨城	県北	6,503,461	0.95	15,491,611	0.47	124,968	0.69	0.90
	水戸県央	10,976,977	0.97	25,326,168	0.50	200,267	0.78	0.90
	鹿行	3,910,474	0.96	9,331,505	0.51	80,445	0.70	0.90
	県南	13,967,408	0.95	32,350,516	0.49	246,554	0.73	0.90
	県西	4,621,404	0.94	10,173,775	0.52	98,964	0.73	0.90
栃木	宇都宮	15,084,681	0.97	31,299,079	0.51	223,614	0.80	0.90
	県南	7,461,454	0.95	16,804,670	0.51	149,671	0.78	0.90
	塩那	3,793,973	0.94	8,038,960	0.52	63,788	0.74	0.90
山梨	甲府	6,284,558	0.94	15,719,402	0.46	131,840	0.80	0.90

(別紙)

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー（道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示（平成26年国土交通省告示第59号）第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。）がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー（タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。）の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成25年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
東京	特別区・武三	878,529,189	0.97	2,169,030,571	0.44	8,817,241	0.80	0.90
	北多摩	52,264,763	0.97	112,549,007	0.49	579,859	0.80	0.90
	南多摩	37,852,749	0.97	82,506,422	0.49	406,554	0.80	0.92
	西多摩	6,176,499	0.97	12,994,757	0.52	68,495	0.80	0.90
神奈川	京浜	176,946,412	0.97	460,079,064	0.44	2,201,518	0.80	0.93
	県央	66,460,694	0.97	135,674,121	0.50	761,554	0.80	0.94
	湘南	11,273,776	0.98	23,221,113	0.51	120,832	0.80	0.90
	小田原	9,828,981	0.96	23,188,872	0.47	155,162	0.80	0.90
千葉	京葉	39,281,032	0.97	86,900,914	0.49	477,796	0.80	0.90
	東葛	26,007,888	0.97	57,671,481	0.49	333,325	0.80	0.90
	千葉	23,530,074	0.96	57,713,762	0.44	360,675	0.80	0.90
	北総	14,972,096	0.97	31,990,317	0.47	199,078	0.80	0.90
	市原	5,389,162	0.95	11,864,847	0.51	107,154	0.79	0.90
	南房	7,227,798	0.95	15,589,965	0.51	117,221	0.75	0.90
埼玉	県南中央	56,206,086	0.97	121,738,933	0.48	759,441	0.80	0.90
	県南東部	29,020,394	0.96	61,067,686	0.47	378,176	0.80	0.90
	県南西部	42,108,117	0.97	89,269,596	0.50	480,816	0.80	0.90
	県北	8,192,136	0.95	17,534,892	0.52	143,217	0.80	0.90
群馬	東毛	5,636,959	0.95	11,990,801	0.53	97,303	0.76	0.90
群馬・埼玉	中・西毛	14,211,655	0.96	30,305,182	0.51	295,179	0.73	0.90
茨城	県北	6,503,461	0.95	15,491,611	0.47	124,968	0.69	0.90
	水戸県央	10,976,977	0.97	25,326,168	0.50	200,267	0.78	0.90
	鹿行	3,910,474	0.96	9,331,505	0.51	80,445	0.70	0.90
	県南	13,967,408	0.95	32,350,516	0.49	246,554	0.73	0.90
	県西	4,621,404	0.94	10,173,775	0.52	98,964	0.73	0.90
栃木	宇都宮	15,084,681	0.97	31,299,079	0.51	223,614	0.80	0.90
	県南	7,461,454	0.95	16,804,670	0.51	149,671	0.78	0.90
	塩那	3,793,973	0.94	8,038,960	0.52	63,788	0.74	0.90
山梨	甲府	6,284,558	0.94	15,719,402	0.46	131,840	0.80	0.90

(別紙)

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.12	0.22
千葉	京 葉	9	0.03	0.14
	東 葛	1	0.07	0.17
	千 葉	28	0.18	0.27
	北 総	112	0.08	0.18
埼玉	県南中央	17	0.06	0.17

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成20年度から平成25年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成21年度から平成25年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度値のいずれか高い数値
- *4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.12	0.22
神奈川	京 浜	40	0.10	0.22
千葉	京 葉	9	0.03	0.14
	東 葛	1	0.07	0.17
	千 葉	28	0.18	0.27
	北 総	112	0.08	0.18
埼玉	県南中央	17	0.06	0.17

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1……「平均対前年度対比」は、平成20年度から平成25年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成21年度から平成25年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度値のいずれか高い数値
- *4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率